

(案)

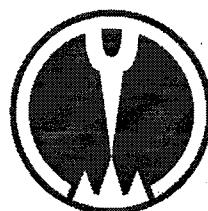
# 第2次鶴岡市障害者保健福祉計画

## ～つるおか障害福祉アクションプラン 2019～

(平成31年度から平成35年度まで)  
2019年度 2023年度

平成31年3月

鶴岡市





## はじめに

本市では、すべての市民が、互いに人格と個性を尊重しあいながら、其生ずる社会を実現するため、第1期鶴岡市障害福祉計画（平成19年3月策定）から継続して「地域に暮らす・地域と暮らす」を理念として掲げ、各種施策の推進に取り組んできました。

この度、第1期障害福祉計画」として策定しましたので、ここに公表します。

この計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言を賜りました鶴岡市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見、ご協力をいただいた市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

今般の計画策定の背景には、「障害者の権利に関する国際基準」の批准により、国際的です。

また、もう一つの半  
族が直面する生活課題  
子高齢化が顕著であり  
おり、人口減少に歯止め  
などの推進が求められ

障害福祉分野において  
の暮らしを支える本  
利権護、障害のある方  
の整備、精神障害

え、必要とされる状況のなかでどのように施策を展開していくか。市行政各部署が課題を横断的に受け止め、連携して取り組んでいくことが求められています。

今後は、これを確保するための方策を键に、市民の皆様との「対話と協働」で、この計画を着実に展開してまいりたいと存じます。市民の皆様のご理解とご支援、また、関係機関各位のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成31年3月

鶴岡市長 皆川 治

## 【 目 次 】

<b>第1章 計画の概要</b>	
1 鶴岡市障害者保健福祉計画について	1
2 障害者施策の動向	2
3 計画の性格	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の目標期間	6
6 計画の対象者	7
7 計画策定にあたって	7
8 計画の基本理念	8
9 計画の目標	8
アクション一覧	11
<b>第2章 各論</b>	
I 地域で安心して暮らすために	15
1. 相談支援	16
2. 保健・医療	20
3. むらしを支えるサービス	24
4. 権利擁護と差別解消	28
II ともに働き、ともに社会参加するために	33
1. 療育・教育	34
2. 就労	40
3. 社会参加	44
III 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために	49
1. 広報・啓発	50
2. 情報・コミュニケーション	54
3. 生活環境	56
<b>第3章 計画の推進にあたって</b>	
1 障害者施策推進協議会	63
2 障害福祉計画	63
(資料)	
・鶴岡市障害者施策推進協議会委員名簿	64
・鶴岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会名簿	65
・鶴岡市障害者保健福祉計画策定事務局名簿	66
・関係課一覧	66
・計画策定経過	67

# 第1章 計画の概要

## 1 鶴岡市障害者保健福祉計画について

本市（旧鶴岡市）では、昭和56年の「国際障害者年」を機に「障害者福祉都市」を宣言し、障害者福祉都市推進事業を進める中で、障害のある人にとって住みよいまちづくりの施策を進めてきました。

平成8年度には、障害者基本法に定める障害者計画として「鶴岡市障害者保健福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション<sup>(\*)</sup>」と「リハビリテーション」を基本理念とし、保健・医療、療育・教育、社会参加、環境整備など、広い分野にわたる障害者施策を展開してきました。また、合併前の旧町村でも、平成10年度から15年度の間に障害者計画が策定されています。

平成17年10月1日には、旧鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の1市4町1村が合併し、人口14万人超、面積は東北最大となる新鶴岡市が発足しました。

現在の障害者保健福祉計画は、平成20年度に市の総合計画の策定や、合併による環境の変化等を踏まえ抜本的に見直すこととし、地域ごとの特性に配慮した障害者保健福祉医療の充実に取り組むため、「新鶴岡市障害者保健福祉計画」として策定され、この計画に基づいて各種施策を展開してきたものです。

このたび、この計画の目標期間が終了し次期計画を策定するにあたり、障害の重度化や多様化、本人及び介護家族の高齢化など、障害のある人を取り巻く環境の変化や、障害者権利条約の批准による一連の制度改革など、それらの動向を踏まえた対応が必要となってきています。

また、国では、障害者基本法に基づく第4次障害者基本計画が平成30年度から5年間の計画として策定されています。

このため、国や県の動向も踏まえながら、「第2次鶴岡市障害者保健福祉計画」を策定します。この計画は、障害のある人に対する市政運営の基本的方向性を明らかにし、諸施策を総合的に推進するための基本計画として策定するものです。

---

\*ノーマライゼーション：障害や個性の違いに関わらず、あらゆる人がともに生きる社会がノーマル（普通）な社会であるという考え方。

## 2 障害者施策の動向

2004年 (平成 16 年)	障害者基本法の改正 発達障害者支援法の制定
2005年 (平成 17 年)	障害者自立支援法の制定 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)の改正 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下バリアフリー新法」という。)の制定
2006年 (平成 18 年)	教育基本法の改正 学校教育法の改正 国連が障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という。)を採択
2007年 (平成 19 年)	日本が障害者権利条約に署名
2008 (平成 20 年)	障害者雇用促進法の改正
2009年 (平成 21 年)	障がい者制度改革推進本部(推進会議)の設置 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の設置 障害者総合福祉法の検討 推進会議が「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」を報告 推進会議が「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を報告
2010年 (平成 22 年)	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定 障害者自立支援法・児童福祉法等の改正、グループホーム等の家賃助成、同行援護の創設、相談支援の充実、障害児支援の強化等 推進会議が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を報告
2011年 (平成 23 年)	障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)の制定 障害者基本法の改正
2012年 (平成 24 年)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)の成立 障害者自立支援法の改正、難病の追加等 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)の制定 障害者政策委員会の設置、差別禁止部会の設置 差別禁止部会が「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」を報告

	障害者雇用促進法の改正 障害者法定雇用率の引き上げ
2013年 (平成25年)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定 難病等が障害者総合支援法の対象となる 障害者基本計画（第3次）の策定
2014年 (平成26年)	障害者権利条約批准 難病の患者に対する医療等に関する法律の制定 児童福祉法の改正
2015年 (平成27年)	障害者総合支援法の対象疾病の拡大 社会保障審議会障害者部会 障害者総合支援法施行3年後の見直し
2016年 (平成28年)	障害者差別解消法の施行 成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。） 障害者総合支援法および児童福祉法の改正 自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援等の創設、 医療的ケアを要する障害児に対する支援、障害児福祉計画の策定等
2017年 (平成29年)	ユニバーサルデザイン2020行動計画の策定
2018年 (平成30年)	バリアフリー新法の改正 障害者総合支援法の改正 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

### 3 計画の性格

「鶴岡市障害者保健福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定し、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。

#### 障害者基本法 第11条 第3項

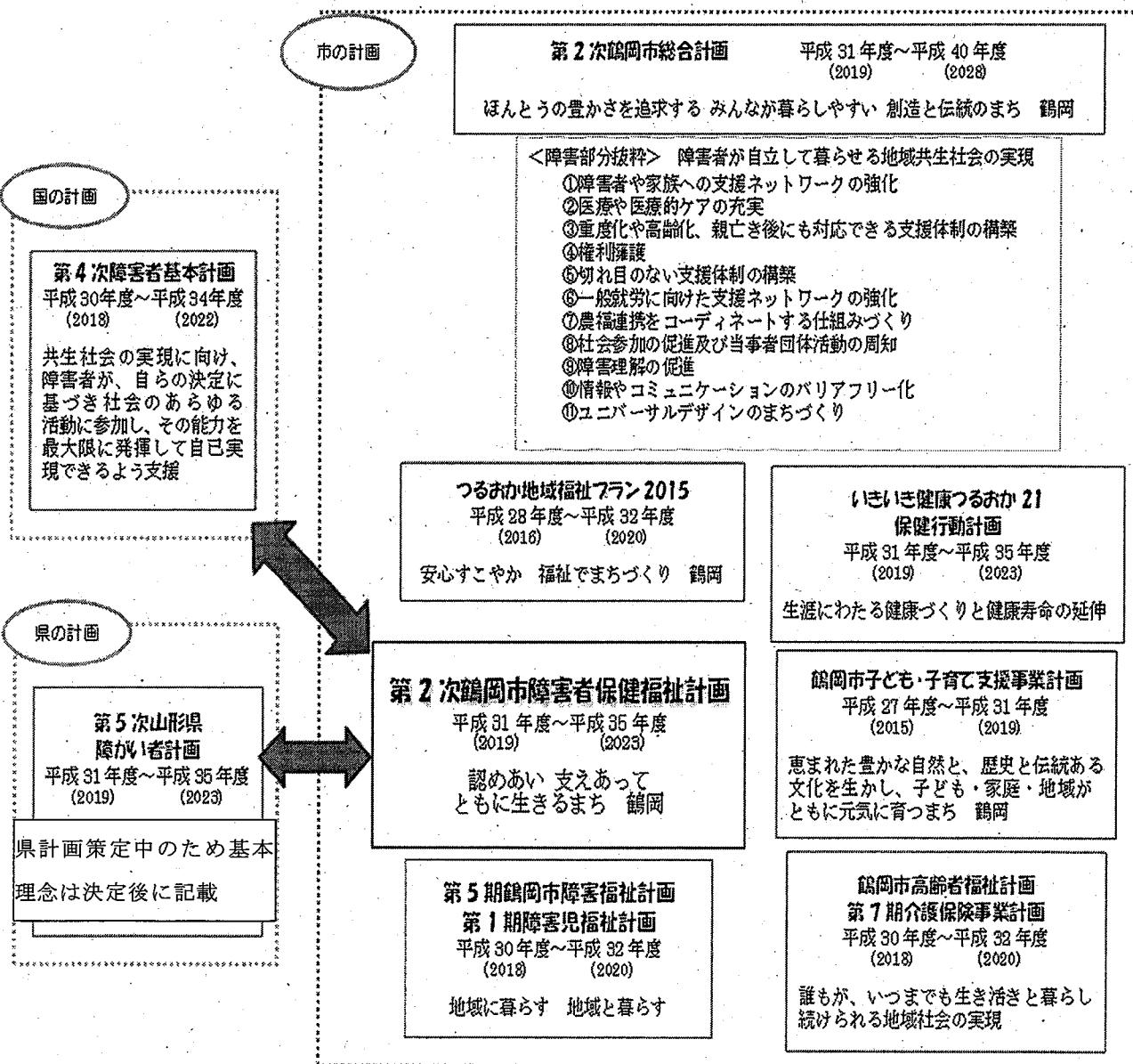
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

## 4 計画の位置づけ

この計画は、「鶴岡市総合計画」の基本構想及び基本計画を実現するための個別計画として位置づけられます。

また、地域福祉推進の指針である「つるおか地域福祉プラン 2015」や、本市の保健・福祉・教育分野の諸計画との整合性を図るとともに、平成30年3月に策定された国の「第4次障害者基本計画」(注1)及び山形県の「第5次山形県障がい者計画」(注2)を踏まえたものとします。

なお、障害者施策の推進にあたっては、障害者総合支援法に基づく「鶴岡市障害福祉計画」(3年ごとに見直し、現行は第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画)と一体となった取組みを進めます。



(注1) 第4次障害者基本計画（平成30年度から平成34年度）の体系  
国の体系（各分野における障害者施策の基本的な方向）

1. 安全・安心な生活環境の整備	(1) 住宅の確保 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上
3. 防災、防犯等の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のある子供に対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保
6. 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (5) 難病に関する保健医療施策の推進 (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療
7. 行政等における配慮の充実	(1) 司法手続等における配慮等 (2) 選挙等における配慮等 (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4) 国家資格に関する配慮等
8. 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 福祉的就労の底上げ
9. 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障害学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
11. 国際社会での協力・連携の推進	(1) 国際社会に向けた情報発信の推進等 (2) 国際的枠組みとの連携の推進 (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障害者の国際交流等の推進

(注2) 第5次山形県障がい者計画（平成31年度から平成35年度）の体系

県計画策定中のため決定後に記載

## 5 計画の目標期間

この計画は平成31年度（2019年度）を初年度とし、平成35年度（2023年度）までの5年間の計画とします。ただし、障害のある人を取り巻く状況の変化を見ながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 6 計画の対象者

この計画が主に対象としている「障害のある人」とは、障害者基本法第2条第1項で定める者とします。特に、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」といった「社会モデル」の考え方を取り入れ、手帳所持者か否かを問わず、LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動性障害）、高機能自閉症などの「発達障害」や「高次脳機能障害<sup>(\*)</sup>」がある人、「難病疾病患者等」についてもこの計画の対象としています。

さらに、基本理念であるインクルージョン<sup>(\*)</sup>と共生社会を実現するためには、障害のあるなしに関わらず、全ての市民が一体となって障害のある人の福祉の実現に参加していく必要があることから、「全ての市民」が主体的にこの計画を取り組むものです。

### 障害者基本法 第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を當む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## 7 計画策定にあたって

平成29年度に障害のある人またはその家族に対して障害者施策などに関するアンケート調査を行い、障害者関係団体などとも懇談会・意見交換会を行いました。また、障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会を設置し、委員より広く意見をお聴きしながら、指導・助言もいただいており、その意見等を反映しています。

\*高次脳機能障害：脳卒中や交通事故などによる脳の損傷が原因で、脳の機能のうち、言語や記憶、注意、情緒といった認知機能に起こる障害を指している。

\*インクルージョン：直訳すると「包含」。個性や多様性を尊重し、ともに認めあうという考え方。

## 8 計画の基本理念

「認めあい 支えあって ともに生きるまち 鶴岡」

### 【インクルージョン】

○私たちは、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に尊厳を持って生活を営む権利があり、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、それぞれ異なる背景、歴史、生き方や経験を持つ市民として、互いがこの多様性を尊重し、ともに認めあい、支えあう社会を実現します。

### 【共生社会】

○私たちは、まちづくり、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で、障害のある人の社会参加における障壁をなくすように努力し、合理的配慮により自ら選択と自己決定ができる環境を充実させよう、すべての場面において障害のある人の社会参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりを推進します。

本計画では、最も基本となる理念を以上のように定めます。

また、基本理念の実現に向けた取り組みについては、その現状や課題を明らかにし、主な重点施策（アクション）を定めるとともに、計画の実行性を高めるため、施策に取り組む担当課を明記しています。

## 9 計画の目標

### I 地域で安心して暮らすために

障害のある人が、地域のなかで安心して生活することができるよう、保健・医療サービスや障害福祉サービスを充実させるとともに、様々な生活相談に応じ、様々な生活体験ができる仕組みを構築するため、面的整備による地域生活支援拠点を整備します。

## II ともに働き、ともに社会参加するために

障害のある人が円滑に就労でき、障害のない人とともに働くことができるよう、教育・福祉・雇用関係機関の連携を強化し、障害者雇用の場の拡大や障害者の職業訓練、福祉的就労から一般就労への移行を促進するための支援などを、障害の種類に応じて総合的に取り組みます。

身近な地域で生きがいを感じて生活ができるよう、社会参加活動のための支援を行います。

## III 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために

障害のある人が、安心し充実した地域生活を営めるよう、情報やコミュニケーション、生活環境などの基盤整備を進めるとともに、市民の障害理解を深め、障害者にやさしい地域社会を構築します。また、アパートや公営住宅の活用も視野に入れ、グループホームなどの住まいの場を確保します。

### 「障害」表記について

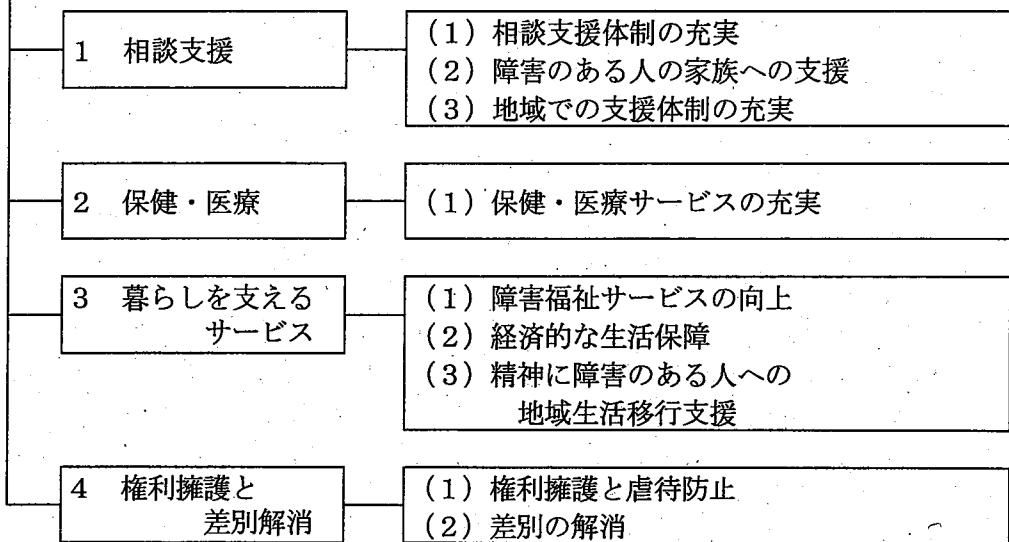
現在、日本での「障害者」の表記は、「障害者」「障がい者」「障碍者」その他が入り混じった状態になっています。どう表記するのが正しいのかについて、議論もあちこちで続けられています。

国では、平成22年（2010年）に内閣府が「『障害者』と表記する」という暫定的な見解を出しています。現時点において新たに特定のものに決定することは困難であり、法令等においては当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、障害は様々な障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に置きつつ、それぞれの表記に関する考え方を国民に広く紹介し、各界各層の議論を喚起するとともに、その動向やそれぞれの表記状況等を注視しながら検討を進めていく必要があるとの理由からです。

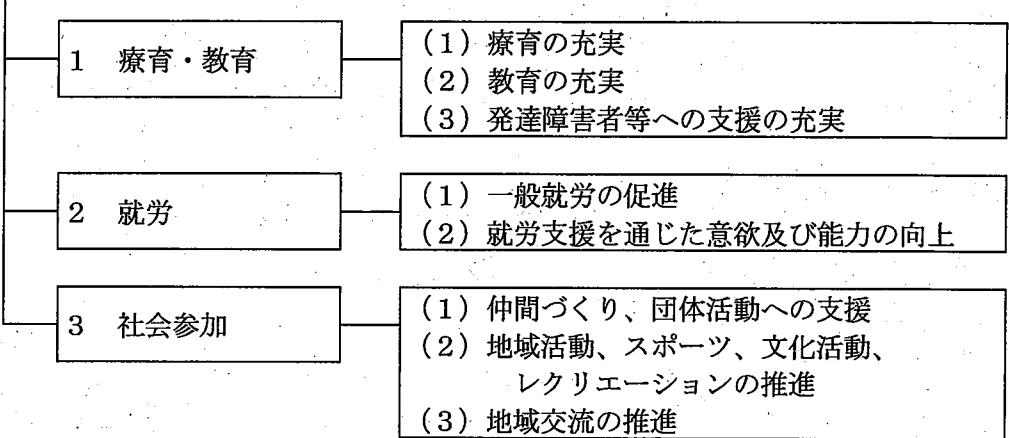
鶴岡市でも、国の考え方を採用し、障害を個人の外部に存在する種々の社会的障壁によって構築されたものとして捉える社会モデル<sup>(※)</sup>の観点から、これまで通り漢字で表記します。

※社会モデル：「社会こそが『障害（障壁）』をつくるており、それを取り除くのは社会の責務だ」とする考え方。障害者が困難に直面するのは、その人に「障害」があるからであり、克服するのはその人（と家族）の責任だとする個人モデルの反対語。

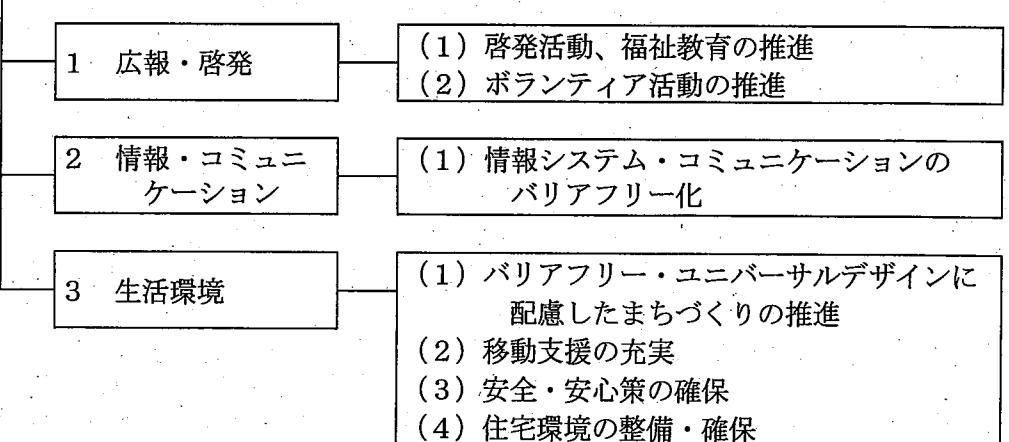
## I 地域で安心して暮らすために



## II ともに働き、ともに社会参加するために



## III 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために



# 基本理念 「認めあい 支えあって ともに生きるまち 鶴岡」

## アクション一覧

目標	分野	主要課題・方向	No.	重点施策（アクション）	主担当課	頁	
I 地域で安心して暮らすために	1. 相談支援	(1)相談支援体制の充実	①	地域ネットワークの強化	福祉課	18	
			②	相談支援の専門性の向上	福祉課	18	
			③	制度等の周知、関係機関との連携	福祉課	18	
	(2)障害のある人の家族への支援		④	情報発信・情報提供	福祉課	18	
			⑤	当事者団体等の活動支援	福祉課	18	
			⑥	レスパイト事業・日中一時支援事業の周知・充実	福祉課 長寿介護課 荘内病院	19	
			⑦	民生委員・児童委員の活動推進	福祉課	19	
	(3)地域での支援体制の充実	⑧	障害者相談員の活動支援	福祉課	19		
		2. 保健・医療		⑨	保健サービスの提供体制の充実	健康課	22
	(1)保健・医療サービスの充実	⑩	職員の資質向上及び関係機関との連携強化	健康課	22		
		⑪	こころの健康づくりの推進	健康課	22		
		⑫	医療と福祉の連携	健康課	23		
	(2)医療的ケア児支援体制の強化	⑬	医療的ケア児支援体制の強化	福祉課 健康課	23		
		⑭	高次脳機能障がい者支援センターとの連携	福祉課	23		
	(3)障害福祉サービスの質の向上	⑮	サービスの質の向上のための支援	福祉課	26		
		⑯	地域生活支援拠点の面的整備	福祉課	26		
		⑰	重度行動障害者等に対する支援	福祉課	26		
	3. 暮らしを支えるサービス	(2)経済的な生活保障	⑱	制度周知の徹底	福祉課 国保年金課	27	
			⑲	精神障害等にも対応した地域包括ケアシステムの構築	福祉課	27	
		(3)精神に障害のある人への地域生活移行支援	⑳	精神に障害のある人の地域移行と生活支援の充実	福祉課	24	
			㉑	虐待を防止するための取り組み	福祉課	30	
		(1)権利擁護と虐待防止	㉒	成年後見制度利用支援事業の実施	福祉課	30	
			㉓	成年後見制度の周知徹底と利用促進	福祉課	30	
			㉔	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	福祉課 長寿介護課	30	
	(2)差別の解消		㉕	障害のある人への「差別と偏見」を解消するための取り組み	福祉課	31	

目標	分野	主要課題・方向	No.	重点施策（アクション）	主担当課	頁
Ⅱ ともに働き、ともに社会参加するために	1. 療育・教育	(1) 療育の充実	①	児童発達支援センターの設置	福祉課	36
			②	療育環境の充実	子育て推進課 子ども家庭支援センター	36
			③	早期発見と継続的支援	健康課 子育て推進課 子ども家庭支援センター	36
			④	発達段階に応じた必要な支援	子育て推進課 子ども家庭支援センター	36
			⑤	療育等専門機関の充実	福祉課	36
		(2) 教育の充実	⑥	個別の指導計画及び教育支援計画の活用	学校教育課	37
			⑦	特別支援教育コーディネーター等の活用	学校教育課	37
			⑧	教育環境の整備と充実	学校教育課	37
			⑨	関係機関との情報共有	学校教育課	37
			⑩	学校と医療機関の連携	学校教育課	37
		(3) 発達障害者等への支援の充実	⑪	サポートファイルの活用	健康課 学校教育課 福祉課	38
			⑫	理解啓発活動とネットワーク構築	福祉課	38
			⑬	専門的人材育成	福祉課	38
	2. 就労	(1) 一般就労の促進	⑭	就労の機会拡大	福祉課	42
			⑮	職業紹介	商工課	42
			⑯	市の職場環境づくり	職員課	42
		(2) 就労支援を通じた意欲及び能力の向上	⑰	農福連携の推進	農政課 福祉課	43
			⑱	障害者優先調達推進法に基づく調達	契約管財課 福祉課	43
			⑲	障害のある人への就労定着支援	福祉課	43
	3. 社会参加	(1) 仲間づくり、団体活動への支援	⑳	当事者団体活動の活性化	福祉課	46
			㉑	余暇活動の支援	社会教育課	46
		(2) 地域活動、スポーツ、文化活動、レクリエーションの推進	㉒	障害のある人も参加しやすい地域づくり支援	コミュニティ 推進課	46
			㉓	文化芸術活動の推進	社会教育課	46
			㉔	障害者スポーツの推進	スポーツ課	46
		(3) 地域交流の推進	㉕	情報提供・情報発信	福祉課	47

目標	分野	主要課題・方向	No.	重点施策（アクション）	主担当課	頁
Ⅲ 障害のある人による地域社会を実現するためには	1. 広報・啓発	(1) 啓発活動、福祉教育の推進	①	広報及び啓発活動	福祉課	52
			②	障害理解に関する研修等の機会提供	福祉課	52
		(2) ボランティア活動の推進	③	活動の場の拡大	福祉課	52
			④	活動促進とネットワーク構築の推進	福祉課	52
	2. 情報・コミュニケーション	(1) 情報システム・コミュニケーションのバリアフリー化	⑤	情報アクセシビリティの向上	総務課	56
			⑥	意思疎通支援の充実	福祉課	56
	3. 生活環境	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	⑦	公園のバリアフリー	都市計画課	60
			⑧	出かけやすい歩道の整備促進	土木課	60
			⑨	建築物のバリアフリー	建築課	60
			⑩	市施設でのユニバーサルデザイン	契約管財課 建築課 施設管理主管課	60
			⑪	交通環境の整備	地域振興課	61
		(2) 移動支援の充実	⑫	移動支援の拡充	福祉課	61
			⑬	各種移動支援施策の周知と充実	福祉課	61
			⑭	災害時の情報保障	消防本部 防災安全課	61
	(3) 安全・安心策の確保	(15) 障害特性に配慮した防災計画	⑮	障害特性に配慮した防災計画	防災安全課	61
			⑯	避難行動要支援者計画の推進	福祉課 長寿介護課	61
			⑰	住民組織との連携	コミュニティ 推進課	61
		(18) 消費者トラブルの防止	⑱	消費者トラブルの防止	市民課	61
			⑲	民間賃貸住宅への居住支援	建築課	62
			⑳	グループホームへの居住支援	福祉課 建築課	62



## 第2章 各論

### I 地域で安心して暮らすために

1. 相談支援
2. 保健・医療
3. むらしを支えるサービス
4. 権利擁護と差別解消

25

アクション

## 1. 相談支援

### 《現状と課題》

本市では、障害のある人やその家族等がどこに相談しても適切に課題解決に向けた対応が受けられるよう、障害福祉サービス事業所等の施設職員、病院の医師、看護師、学校の教員、地域の民生委員などが、日頃の関わりの中で相談を受け、必要に応じて行政、総合保健福祉センター、子ども家庭支援センター、障害者相談支援センター、児童相談所、社会福祉協議会などの相談支援機関につないだり、連携したりすることで重層的な相談支援体制を構築しています。

また、障害者地域自立支援協議会を設置し、身近な相談者を含む障害福祉に関わるすべての方々と相談支援機関が支援ネットワークを形成するとともに、障害のある人やその家族等から寄せられる相談から共通する課題を地域の課題として集約し、障害福祉に関わるすべての方々と協働して、その課題解決に向けた検討・協議を行っています。

近年の傾向としては、障害の特性・状況の複雑化・多様化、保護者の高齢化による親亡き後の様々な不安、高齢障害者の問題、さらにはひきこもりなど、相談支援のニーズは質・量ともに増加しています。

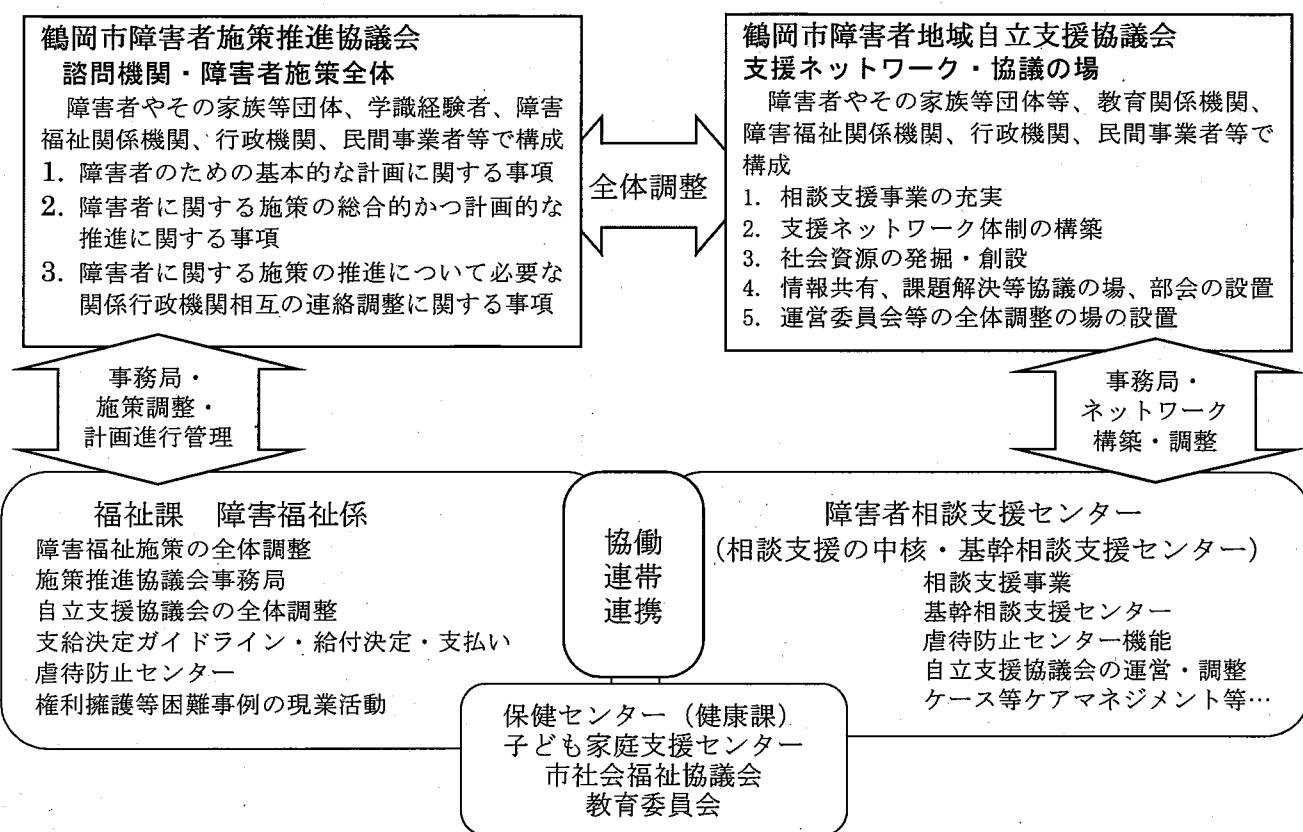
そのため介護保険法等、他法の関係機関との連携強化を図るなど、より横断的な相談支援体制を整備することが必要です。

そして、障害があっても地域の中で安心して生活することができるよう、さまざまな生活相談に応じ、それらを適切なサービスに結びつけることができ、障害種別に関わらず対応できる総合的な相談支援体制を確立していく必要があります。

さらに、医療や生活支援などを一体的に提供する地域包括ケア<sup>(\*)</sup>の取組みが、高齢者だけでなく、障害者や子どもに関する相談や支援に対しても求められています。

\*地域包括ケア：住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が、一体的・包括的に提供される支援体制。

鶴岡市障害者施策推進協議会と鶴岡市地域自立支援協議会の関係図



## 《主要課題・方向》

### (1) 相談支援体制の充実

重点施策 (アクション)	<b>① 地域ネットワークの強化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害福祉に関する課題の共有や解決に向けた取組みを行うため、鶴岡市障害者地域自立支援協議会の活動や機能を強化します。</li><li>●知的・精神などに障害のある人が高齢となって介護的ケアが必要となっても、地域で受け入れられて生活できるように、相談支援事業と地域包括ケアシステムとの連携を強化、推進します。</li><li>●地域包括ケアの推進を図るため、行政の各部署の役割を連携し、一体となって体制整備を進めます。</li></ul>
	<b>② 相談支援の専門性の向上</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●様々な生きづらさを抱えた方に適切な支援が行き届くよう、基幹相談支援センターの機能の強化を図るとともに、相談支援専門員の専門性を向上させるための事例検討や研修会等を実施します。</li><li>●相談支援事業所が抱える困難事例に対し適切な対応ができるよう、基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を設置する等バックアップ体制の充実を図ります。</li></ul>
	<b>③ 制度等の周知、関係機関との連携</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●各関係機関での相談窓口でも障害福祉サービス等が紹介できるよう、相談支援事業を展開する中で各関係機関に障害福祉サービスや法制度を広く周知し、各関係機関と連携を図ります。</li><li>●障害福祉サービスの種類や内容、手続き方法などを広く市民に周知するため、視覚・聴覚障害者に配慮した障害福祉のしおりを作成し配布します。また、市広報やホームページなど多様な方法で情報を発信します。</li></ul>

### (2) 障害のある人の家族への支援

重点施策 (アクション)	<b>④ 情報発信・情報提供</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害のある人や家族などの保護者の方々に対し、障害福祉サービスに関わる様々な情報を正確に伝達するために、広報やしおりの配布等とともに、多様な手法により情報を発信します。</li><li>●長期的な視点に立った生活設計ができる社会資源情報を提供します。</li></ul>
	<b>⑤ 当事者団体等の活動支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害のある人やその家族で構成する団体等における社会参加や交流、研修などの活動を支援します。</li></ul>

重点施策 (アクション)	<p><b>⑥ レスパイト事業<sup>(※)</sup>・日中一時支援事業の周知・充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害のある人を日常的に介護している家族の就労や一時的な休息のために、日帰りで支援を行う日中一時支援事業を継続し、その制度周知も行います。</li><li>●医療的ケアが必要な障害者が安心して利用できる短期入所施設が不足しているため、障害福祉サービス事業所をはじめ、医療機関や高齢者介護施設に対し、共生型サービスなど様々な制度周知を行い、開設を支援します。</li></ul>
-----------------	---

### (3) 地域での支援体制の充実

重点施策 (アクション)	<p><b>⑦ 民生委員・児童委員の活動推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●地域で暮らす障害のある人にとって身近な存在である民生児童委員に、障害福祉の制度や障害への理解を深めてもらい、障害のある人への支援が円滑に進むよう、個人情報に留意しながら必要な情報の提供を行い、連携を強化します。</li></ul> <p><b>⑧ 障害者相談員の活動支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●同じような悩みや同じような障害のある方が気軽に相談でき、互いに支えあうことができる障害者相談員制度が、積極的に活用されるよう、市広報や障害福祉のしおりにより、その存在を周知し活動を支援します。</li></ul>
-----------------	---

※レスパイト事業：在宅で障害児者を介護している家族に代わって、一時的に障害児者を保護し、リフレッシュしてもらう家族支援サービスのこと。

## 2. 保健・医療

### 《現状と課題》

障害の原因となる疾病や発症時期はさまざまであり、各年代に合わせた障害の予防や早期発見、早期治療、障害の軽減を図るための施策の充実を図ることが必要です。

本市では市民一人ひとりが健やかで心豊かに暮らすため、各年代に合わせた市民の健康づくりを推進しています。

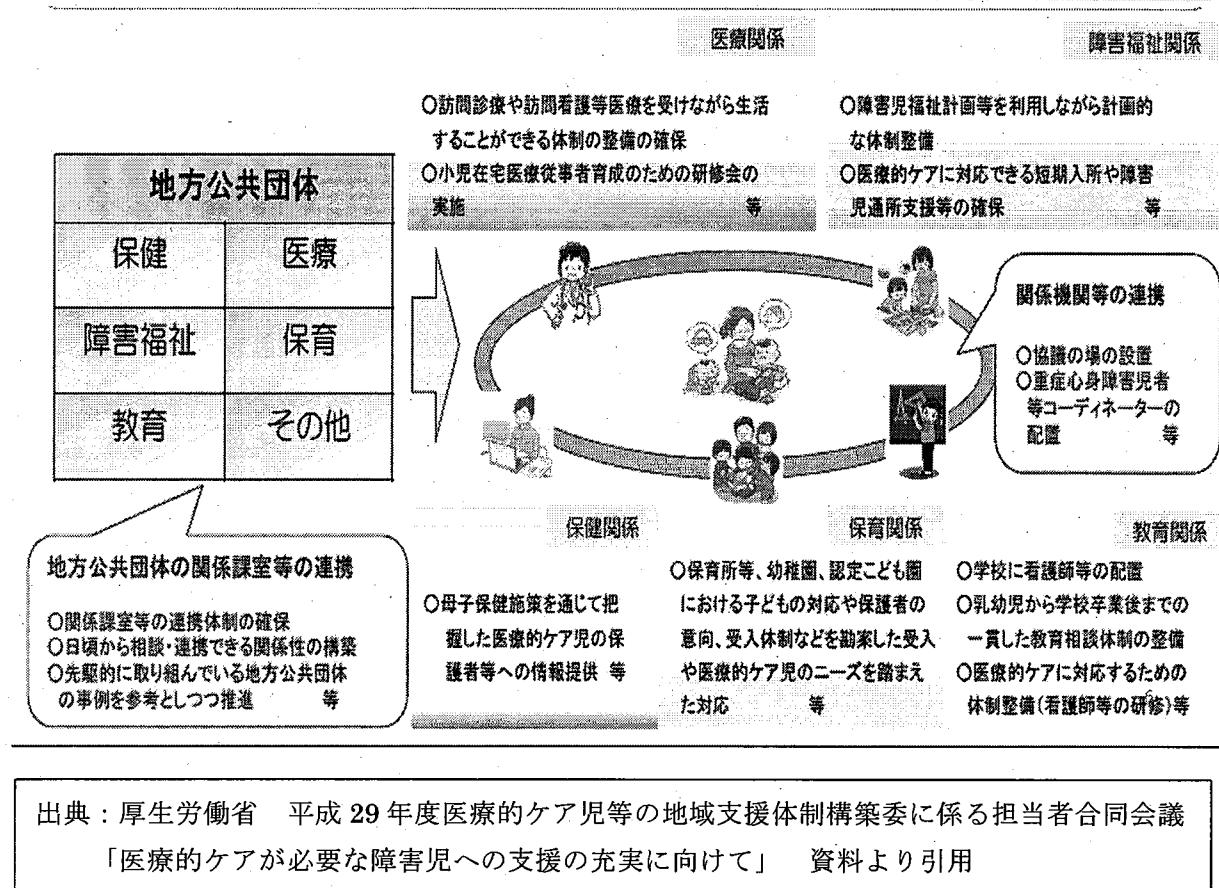
母子保健では乳幼児の各健康診査の実施、また必要に応じて保健師による訪問指導や相談指導に取り組んでいますが、今後も健康診査や健康相談を一層充実し、障害を早期に発見するとともに、早期療育につなげることが大切です。

成人保健では、中途障害の原因となる生活習慣病等の疾病を予防するため、各種健康診査を実施し、健康に関する意識を高めるための健康教育等を行っています。

また、重度心身障害、難病、高次脳機能障害などにより、日常生活において医療的ケアを必要とする人が増加する中、専門的医療の提供や医療的ケアの対応ができる障害福祉サービス事業所や人材が不足している現状にあります。

このため、医療や医療的ケアの充実に向けて取り組みます。

## 地域における医療的ケア児の支援体制の整備



## 《主要課題・方向》

### (1) 保健・医療サービスの充実

#### ⑨ 保健サービスの提供体制の充実

- 障害のある人の健康の保持と増進を図るため、福祉サービス事業所と連携し、障害のある人が適切に保健サービスを受けることができるよう提供体制の充実を図ります。
- 障害のある人が、速やかに適切な医療サービスや福祉サービスを受けることができるよう、医療機関、県の難病相談支援センターや保健所、鶴岡市障害者相談支援センターなどの専門相談機関と連携し、相談対応を行います。
- 総合保健福祉センターにおいて、支援を必要とする親と子の早期把握に努め、適時適切な情報の提供、関係機関の紹介及び調整等を行います。
- 母子健康手帳交付時から始まる相談指導がスムーズに行えるよう、早期の妊娠届出の奨励や、手帳交付時における保健師の面接指導など、きめ細かい相談指導を行います。
- 乳幼児健康診査については受診率の維持向上に加え、子どもの疾病や障害の発見だけでなく、親子の心の状態を把握し、育児の交流の場や気軽に話を聞いてもらえる安心の場として活用を図ります。
- 未受診児の状況把握と受診指導を推進します。
- 総合保健福祉センターは、保健所などの専門機関と連携し、適切な療育ができるよう、乳幼児期の早期発見と乳幼児発達相談の充実を図ります。

重点施策  
(アクション)

#### ⑩ 職員の資質向上及び関係機関との連携強化

- 地域の健康相談等を行う職員（保健師等）の資質向上を図るため、制度やサービスなどの情報共有や事例検討、研修会などを行います。
- 保健・医療・福祉従事者間の連携を図り、速やかに適切な医療サービスや福祉サービスにつなぎます。

#### ⑪ こころの健康づくりの推進

- 医師はじめ医療の専門職、本人や家族、関係機関が十分に連携を図り、チームとなって、こころの健康づくりに取り組みます。
- こころの病気について、本人や家族、周囲の人々が正しく理解をするための研修会を開催します。
- 早期相談や治療を行い、早期回復を促すため、「こころの相談」や「ひきこもり相談」等を定期的に開催し、関係機関と連携した相談支援の充実を図ります。

重点施策  
(アクション)

**⑫ 医療と福祉の連携**

●医師や看護師、薬剤師など医療機関等からの情報提供が適切に行われるよう、市は、医療機関と障害福祉制度についての情報交換の場を提供します。

**⑬ 医療的ケア児支援体制の強化**

●医療的ケアの必要な子どもが、医療サービスだけでなく、成長段階に応じた教育や障害福祉サービスを受け、充実した日常生活を送ることができるよう、医療・保健・教育・福祉など関係機関が連携し支援体制の強化に取り組みます。そのため、鶴岡市障害者地域自立支援協議会の「こども部会・相談支援部会」に設置した「医療的ケア児支援チーム」を協議の場として、医療的ケア児の支援体制について検討を進めます。

**⑭ 高次脳機能障がい者支援センターとの連携**

●高次脳機能障がい者支援センターと連携し、サービス利用に係る情報発信・情報提供を行います。

### 3. 暮らしを支えるサービス

#### 《現状と課題》

本市には、数多くのサービス事業所があり、障害福祉サービスの利用も着実に伸びていますが、障害のある人によりよいサービスを提供していくためには、事業者、関係機関等との情報の共有を図り、それぞれが役割を担い、障害のある人を支えるためのネットワークが大事になってきます。

市では、障害者地域自立支援協議会において、サービス従事者の研修や交流を通してお互いを高め合いながら、サービスの向上を目指していく体制がとられています。

今後、国が掲げる「長期入院等から地域生活へ」の移行を加速させるため、居住の場の確保などの地域生活の支援や活動、就労への支援が重要であり、医療など多職種との協働した取組み等が課題となっています。

障害のある人の地域生活では、グループホームの利用ニーズが高く、特に、知的障害者の保護者からは、親亡き後の生活支援の充実を望む声が多数であるため、地域生活支援拠点<sup>(\*)</sup>としての多機能、面的整備（複数の障害福祉サービス事業所が連携した体制）を進める必要があります。

また、地域生活を営む上での悩みや不安に関するアンケート調査の結果を見ますと、「お金がないなど経済的なこと」が 27%と最も多く、年金制度等の収入に関するご提言、ご意見、苦言なども多く寄せられており、障害のある人の生活の安定を図り、自立した生活を支えていくための所得保障の充実が必要です。

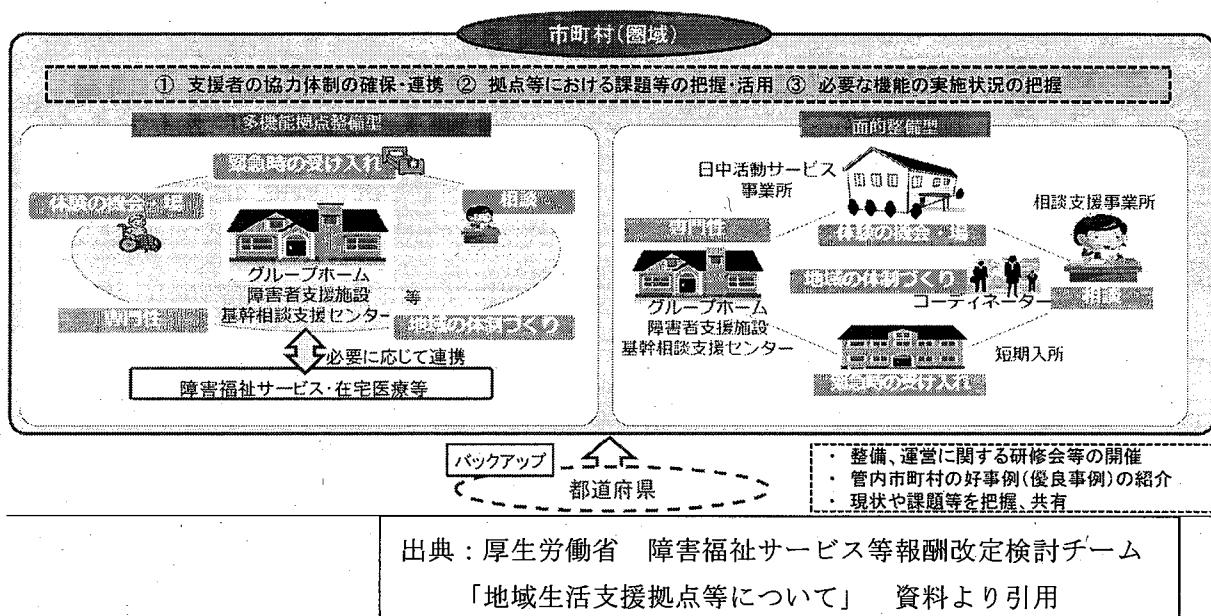
\* 地域生活支援拠点：障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）強化を整備していく手法としては、[1]これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型（グループホーム併設型、単純型）、[2]地域において機能を分担して担う「面的整備型」等が考えられる。

## 地域生活支援拠点等の整備について

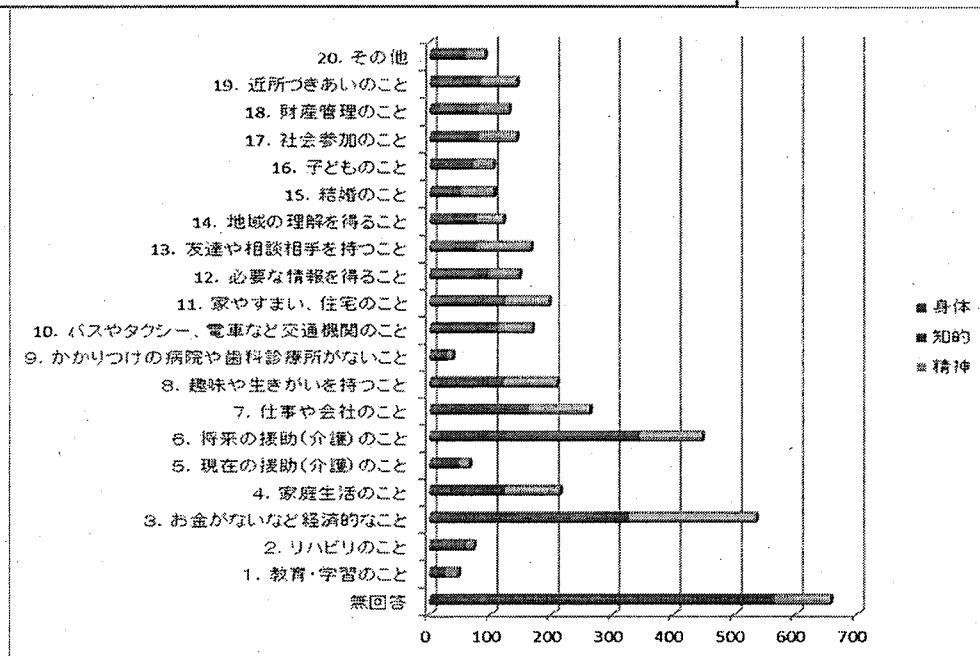
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

### ●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



### アンケート 問「生活の中で悩みごとや困ったこと」



無回答を除き、「お金がないなど経済的なこと」、次いで「将来の援助(介護等)のこと」、「仕事や会社のこと」が多くなっている。

## 《主要課題・方向》

### (1) 障害福祉サービスの向上

重点施策 (アクション)	<p><b>⑯ サービスの質の向上のための支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害のある人のニーズに的確に対応したサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業所等に対し、障害福祉施策に関する法改正や障害福祉サービスの内容等についての説明会を開催するとともに、様々な機会を通じて情報を発信します。</li><li>●より良いサービスの提供のため、また、障害のある人が働く事業所の工賃アップの取組みを促進するため、各事業所間での情報を共有する場や、研修の場を提供していきます。</li><li>●障害のある人が希望する生活を実現し生活の質を向上させるために、課題を的確に把握し、一人ひとりに合った個別支援計画が作成できるよう相談支援事業所との連携を図ります。</li></ul>
	<p><b>⑯ 地域生活支援拠点の面的整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●重度の障害があっても、高齢になっても、また、保護者の入院や亡き後、虐待防止など緊急時であっても、地域で安心して過ごせる体制が確保できるよう、相談支援専門員はじめ障害のある人やその家族、支援者、事業所など関係機関と連携し、地域移行支援<sup>(※)</sup>や地域定着支援<sup>(※)</sup>の制度を効果的に活用しながら、体制づくりを進めます。</li><li>●緊急時に、迅速・確実な相談支援を実施し短期入所が利用できるよう、支援体制を整えます。</li><li>●地域での自立生活を目指す障害者に対し、一人暮らしの体験ができるよう、グループホームの体験利用を進めます。</li><li>●地域生活支援拠点が十分に機能するよう、各事業所の役割などを明確にし、市と基幹相談支援センターが両輪となって、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターなど他制度ともつながった支援を進めています。</li></ul>
	<p><b>⑯ 重度行動障害者等に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●地域における重度の行動障害がある人の実態を把握し、支援体制の整備を図ります。</li><li>●重度行動障害者に対応できる人材を育成するため、国や県が実施する研修会への参加を積極的に支援します。</li></ul>

\*地域移行支援：障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行うこと。

\*地域定着支援：単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、障害の特性により生じた緊急の事態等に相談等の必要な支援を行うこと。

## (2) 経済的な生活保障

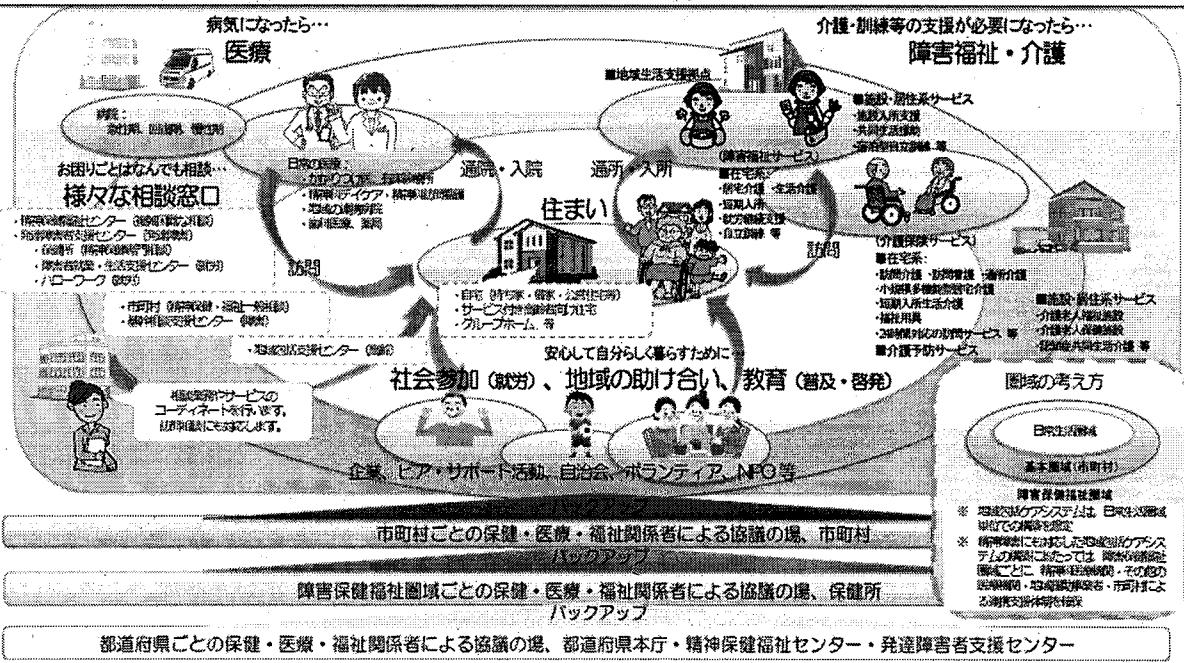
重点施策 (アクション)	<p><b>⑯ 制度周知の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害年金、心身障害者扶養共済制度、生活福祉資金制度、税・公共料金減免制度、及び公的扶助制度等について周知徹底を図ります。</li> </ul>
-----------------	---

## (3) 精神に障害のある人への地域生活移行支援

重点施策 (アクション)	<p><b>⑰ 精神障害等にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●鶴岡市障害者地域自立支援協議会の「相談支援部会」に設置した「地域移行・地域定着支援委員会」を、精神科病院、保健所、福祉関係機関が一堂に会した協議の場として、精神障害等にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し検討を進めます。</li> </ul> <p><b>⑱ 精神に障害のある人の地域移行と生活支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神に障害のある人の地域移行と地域定着を進めるために、市民に対し、障害理解のための学習の機会や、情報の提供を行います。</li> <li>●精神科病院に設置されており、退院後の生活等をサポートする退院後生活環境相談員等の医療サービスを、福祉サービスと連携させ、退院後の生活が円滑に進むようサポート体制の充実を図ります。</li> </ul>
-----------------	--

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、地域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



出典：厚生労働省　社会保障審議会障害者部会

「『精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム』の構築」 資料より引用

## 4. 権利擁護と差別解消

### 《現状と課題》

本市では、平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、虐待通報の受付け、虐待の防止や早期発見、迅速・的確な対応に取り組んでいます。

障害のある人への虐待は、深刻な権利侵害であり、障害のある人の生活を脅かし、自立や社会参加を大きく損なうものです。

障害のある人の尊厳を守り、地域生活を支えていくために、障害者虐待の防止に取り組んでいく必要があります。

また、障害のある人の権利が守られ、安心して地域生活を送っていくために、成年後見制度などの権利擁護のしくみが大きな役割を果たしています。

平成 28 年 5 月には、「成年後見制度利用促進法」が施行されました。

この法律に基づいて、平成 29 年 3 月には「成年後見制度利用促進計画」が閣議決定され、この国の計画を勘案し、市の実情に合わせた市町村計画の策定が求められています。

障害者の地域移行が進む中、判断能力が十分でない知的障害、精神障害者等には、福祉サービスの利用や契約手続き、金銭管理などに関する援助など、自立生活を送るための支援が必要です。

経済的な虐待として、養護者等による年金などの金銭搾取、詐欺や悪質な商法でだまされるなどの被害が報告されており、成年後見制度による支援の必要性が増しています。

今後、介護家族の高齢化などを背景に、利用はさらに増えていくものと想定されますが、アンケート調査では、3 割以上の方が制度を「知らない」もしくは「聞いたことがない」と回答しており、引き続き制度の普及啓発が課題であると考えられます。

さらに今回のアンケート調査では、3 割以上の障害者が、障害があることによる差別や嫌な思いの経験をしており、特に知的障害、精神障害者で高い割合となってています。

そのため、障害者差別の禁止に向け、一層の取組みを進めていく必要があります。平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行され、障害を理由とした不当な「差別の禁止」と「合理的配慮」について、行政などの公共機関が率先して取り組んでいく必要があります。

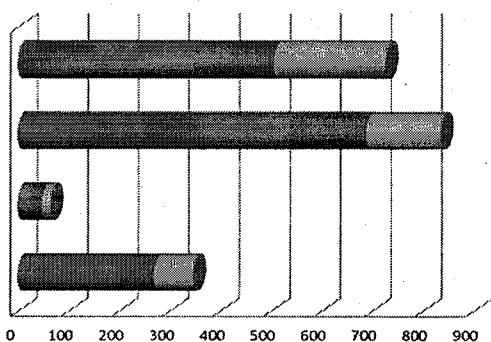
アンケート 問「成年後見制度を知っていますか。」

3. 制度の内容は知らないし、制度も利用していない

2. どのような制度かは知っているが、制度は利用していない

1. 成年後見制度をすでに利用している

無回答



	無回答	1. 成年後見制度をすでに利用している	2. どのような制度かは知っているが、制度は利用していない	3. 制度の内容は知らないし、制度も利用していない
■身体	204	22	536	349
■知的	68	27	155	159
■精神	76	16	146	220

知らないと答えた人は、身体障害のある人で 31.4%、知的障害のある人で 38.9%、精神障害のある人で 48.0%となっている。

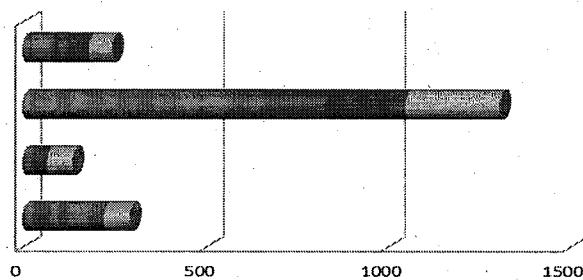
アンケート 問「虐待をされたと感じたことはありますか。」

3.わからない

2.されたことはない

1.されたことがある

無回答



全体で 6.8%の方が  
「されたことがある」と  
答えている。

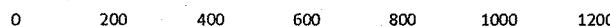
アンケート 問「差別をされたと感じたことはありますか。」

3.わからない

2.されたことはない

1.されたことがある

無回答



全体で 10.1%の方が  
「されたことがある」と  
答えている。

	無回答	1.されたことがある	2.されたことはない	3.わからない
■身体	178	78	707	148
■知的	137	38	115	119
■精神	85	84	180	109

## 《主要課題・方向》

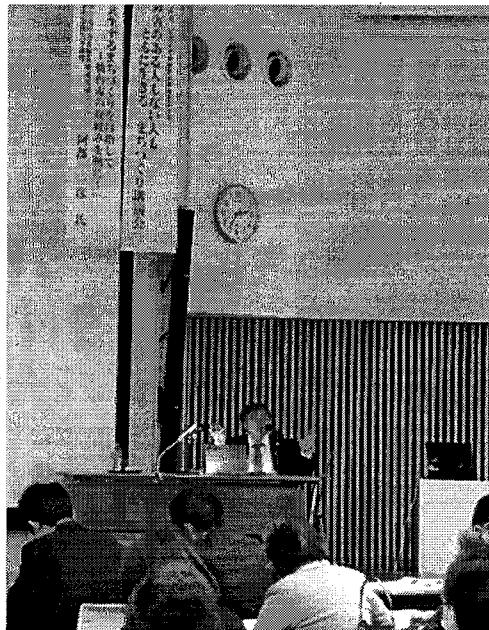
### (1) 権利擁護と虐待防止

重点施策  
(アクション)

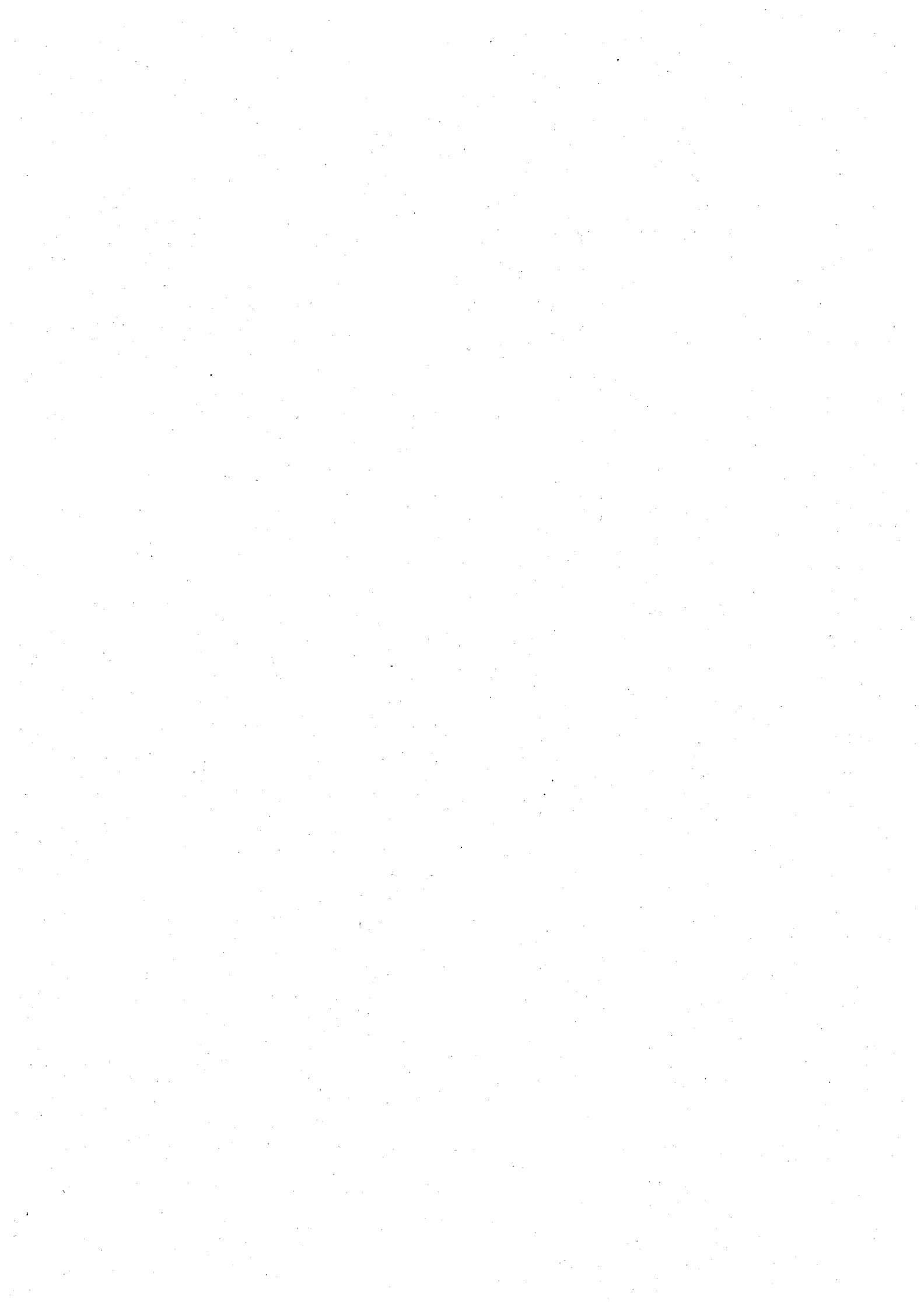
- |  |   |
|--|---|
|  | <p>㉑ 虐待を防止するための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害者虐待対応の窓口として、福祉課と障害者相談支援センターに虐待防止センターを設置するとともに、通報者が不利益を被らないように配慮するなど通報しやすい環境を整えます。</li><li>●虐待防止に関する研修会等を開催し、養護者及び施設従事者等に対する虐待防止の普及・啓発に取り組みます。</li></ul>  |
|  | <p>㉒ 成年後見制度利用支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●成年後見制度を利用しやすくするため、制度を利用するにあたって、費用負担が困難な人への助成を行います。</li></ul>  |
|  | <p>㉓ 成年後見制度の周知徹底と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害のある人や保護者が、成年後見制度を利用することのメリットを十分に理解できるように、制度の周知を図ります。</li><li>●国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、市の実態を踏まえた基本的な計画を定めます。</li></ul>  |
|  | <p>㉔ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●高齢者や障害者等の権利擁護の中核拠点として、権利擁護サポートセンター（仮称）の設置に向けて関係機関との調整を図ります。</li><li>●センターの機能として、①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進のためのマッチング、④後見人支援等の機能整備、⑤支援チームの体制コーディネート、⑥日常生活自立支援事業の活用推進、⑦人権相談などの取組みなどを行います。</li><li>●意思確認や本人の意思決定を重視した権利擁護支援について、関連する機関が連携することにより、障害のある人の生活全般を支援します。</li></ul> |

## (2) 差別の解消

重点施策 (アクション)	<p>㉕ 障害のある人への「差別と偏見」を解消するための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 障害のある人の権利を守るために、障害のある人の権利擁護に関する条例を制定します。</li><li>● 条例制定に際しては、差別解消や人権についての講演会および研修会の開催、市広報への記事掲載などを通じて啓発活動を行い、市民との対話を通じ協働して条例を制定し、内容の周知を行います。</li><li>● 市の窓口等で差別や偏見をなくし合理的配慮が適切になれるよう、各課に配置した差別解消推進員を中心に研修を行い、職員の窓口対応等の資質向上を図ります。</li><li>● 民間企業でも合理的配慮の提供が進むよう、市が率先して積極的な合理的配慮の提供を行います。</li><li>● 市が主催するシンポジウム、研修会、市民講座等、様々なイベントにおいて、障害のある人が合理的配慮の申し出をしやすくなるよう、申し込みの手法に配慮します。</li><li>● 市民による障害理解がより一層進むよう、シンポジウムや講演会、研修会等を開催するとともに、市広報やホームページを活用して、障害理解や人権擁護の啓発を行います。</li><li>● 「山形県障害者差別解消窓口」と連携を図り、障害者からの相談への対応や合理的配慮への取組みを支援します。</li></ul>
-----------------	---



障害のある人も ない人も ともに生きる まちづくり講演会



## II ともに働き、ともに社会参加するために

1. 療育・教育

2. 就労

3. 社会参加

25

アクション

## 1. 療育・教育

### 《現状と課題》

人口減少、少子高齢化が進む中で、各種手帳所持の障害者の全体数は、ほぼ横ばいにあるものの、発達障害児・者に関しては増加の傾向が見られます。

障害のある子どもの保育を実施（加配対応等）している保育所等は、平成29年度、46施設（総園児数4,087人・平成30年3月1日現在）中26施設で、104人（全体の2.5%）の子どもに対し職員加配の対応をしています。

支援を要する子どもの保育所等への入所状況としては、発達障害または発達障害が疑われる子どもが多くなっており、保育所では、障害のある子どもへの保育やその保護者への支援にも取り組んでいます。

発達障害等の特別な支援を要する子どもへの支援や、「落ち着きがない」、「感情のコントロールがうまくできない」、「友だちとのトラブルが多い」と感じられる、いわゆる「気になる子」への対応が求められており、子ども家庭支援センターでは、巡回相談や園訪問、保護者研修会などの支援を行っています。

小学校の児童数も、少子化により急激な減少傾向にあり、平成20年度は7,719人だった児童数が、平成30年度は6,093人と、約2割減少していますが、特別支援学級の在籍児童数は増加傾向にあり、平成20年度は68人だった児童数が、平成30年度には148人と2.18倍となっています。

中学校でも同様の傾向がみられます。

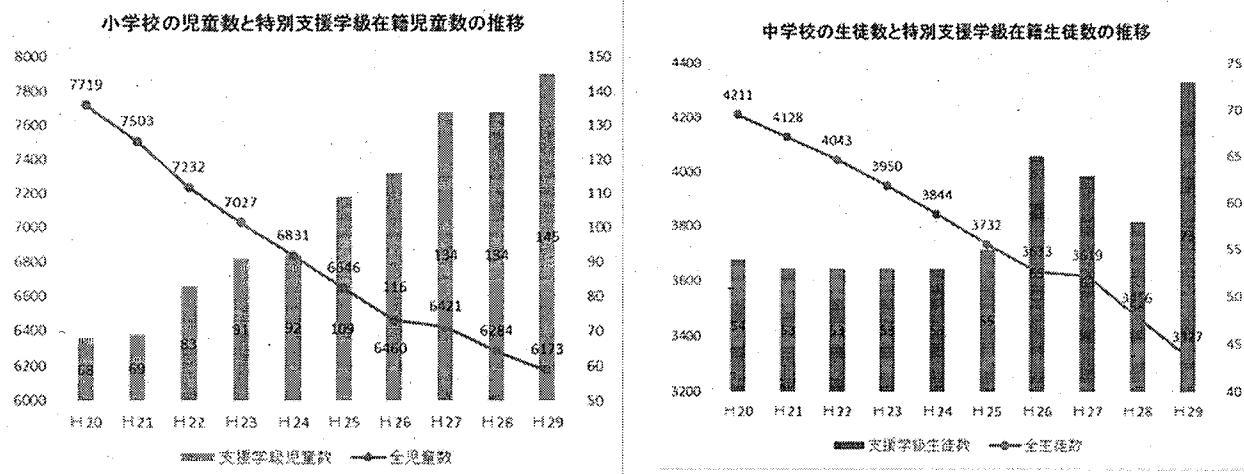
小・中学校とも、発達障害の診断がある、または、その疑いがある児童・生徒が通常の学級にも在籍しており、個別の支援を必要とする児童・生徒が増加している状況にあります。

また、放課後児童クラブにおいても、個別の支援を必要とする児童が増えています。

障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるためには、出生から保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、そして就労と、ライフステージが移っても、切れ目のない支援が身近な所で受けられ、引き継げるような体制の構築が必要です。

## <II ともに働き、ともに社会参加するために>

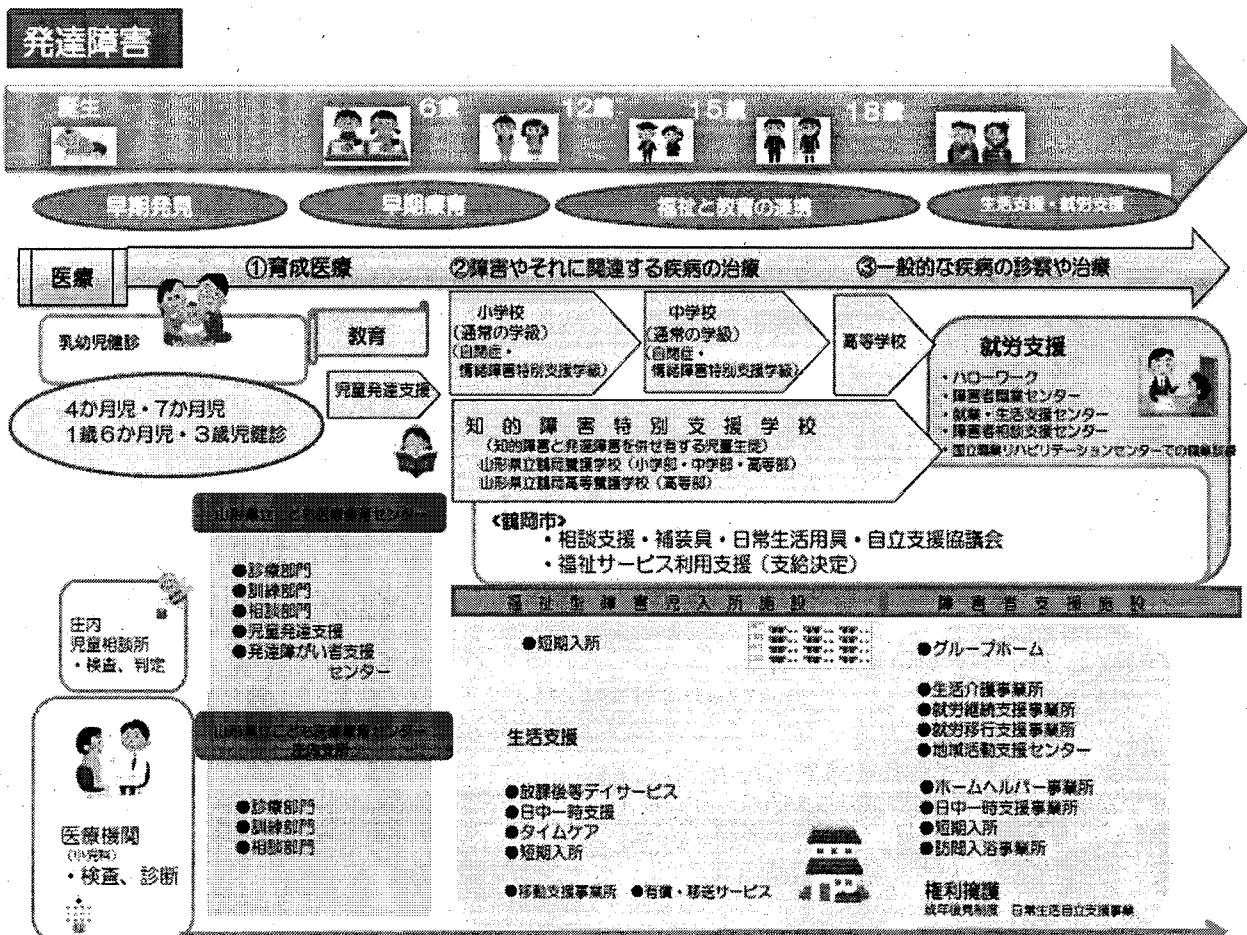
### 特別支援学級に在籍する児童・生徒数



### 特別支援学級に在籍（通級）する児童・生徒数（平成29年度）

	小学校		中学校		合計	
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
知的障害	28	68	12	37	40	105
自閉・情緒障害	25	69	11	30	36	99
肢体不自由	1	1	1	1	2	2
病弱	5	6	5	5	10	11
難聴	1	1	0	0	1	1
言語通級		106		0		106
LD・ADHD通級		18		0		18
計	60	269	29	73	89	342

### ライフステージにおける支援体制（発達障害の場合）



## 《主要課題・方向》

### (1) 療育の充実

重点施策 (アクション)	<b>① 児童発達支援センターの設置</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●通常の保育所、幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブ等において、障害のある子どもが障害のない子どもと一緒に学び、過ごすことができるよう、児童発達支援センター<sup>(※)</sup>を設置します。</li><li>●児童発達支援センターは、各所で行われている障害のある子どもへの支援が適切に行われるよう、後方支援（バックアップ）体制を構築します。</li></ul>
	<b>② 療育環境の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に育つことができる環境を構築するため、保育所等に職員の加配に対する補助や、保育士を対象とした障害のある子どもに対する保育研修に配慮するなど、療育環境の充実を図ります。</li></ul>
	<b>③ 早期発見と継続的支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●支援が必要な子どもたちを早期に発見し、適切な支援につながるよう、乳幼児健康診査を行います。未受診の場合は、未受診児の状況把握と受診指導を推進します。</li><li>●必要な支援が継続的に行われるよう体制づくりを進めます。</li><li>●養育者や保育者が障害を理解し、療育方法について学びを深められるよう療育研修を実施します。</li></ul>
	<b>④ 発達段階に応じた必要な支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害のある子どもとその家族が、子どもの成長の節目ごとに必要な支援が受けられるよう、また、それぞれの発達段階に応じて、つながりのある支援が継続して受けられるよう、これまでの支援者とこれから支援者の橋渡しをするための支援会議の場やその機会の提供を行い、関係機関の円滑な連携を推進します。</li></ul>
	<b>⑤ 療育等専門機関の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●療育等の専門機関である「こども医療療育センター庄内支所」が、発達段階にある子どもの、すべての障害種別に対応した医療や療育体制を備えた施設となるよう県に要望します。</li></ul>

※児童発達支援センター：相談支援事業、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業を行うサービス提供事業所。

障害のある子どもの支援の中核となる事業所であり、市町村に1つ以上設置することとなっている。インクルーシブ教育等への専門的な見地から、通常の保育所や学校等での支援の後方支援（バックアップ）を行う。

## (2) 教育の充実

<b>重点施策 (アクション)</b>	<p><b>⑥ 個別の指導計画及び教育支援計画の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある子どもの自立と社会参加に向け、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を活用して、より一人ひとりに応じた指導を行い、保護者との連携のもと定期的に取り組み、状況等を評価しながら、対象児童生徒の支援を充実させていきます。</li> </ul> <p><b>⑦ 特別支援教育コーディネーター等の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援教育コーディネーターを核として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も活用しつつ、学校全体で障害のある子どもに対する支援を実施します。</li> </ul> <p><b>⑧ 教育環境の整備と充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●個別のニーズに応じた配慮が可能となるよう、特別支援学級への指導用パソコンの設置等、教育環境の整備を行います。</li> <li>●障害のある子どもとない子どもが、ともに学ぶことができるよう交流及び共同学習を推進します。</li> </ul> <p><b>⑨ 関係機関との情報共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●支援が必要な子どもについては、一貫性のある継続した支援となるよう、具体的な支援方法について、保護者、学校及び関係機関と連携して取り組みます。</li> <li>●県が実施しているサポートファイル<sup>(※)</sup>を活用し、子どもの成長記録や指導上の配慮に関する情報を、関係機関で共有できる仕組みを構築します。</li> </ul> <p><b>⑩ 学校と医療機関の連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療的ケアの必要な児童生徒が学習できる環境を保障し、円滑で充実した学校生活を送れるよう、医療機関と連携して学校での医療的ケア体制を拡充します。</li> </ul>
-------------------------	--

※サポートファイル：保護者の方が、子どもの個性や、医療・療育等の情報を一つに整理して記録し、その情報を関係機関で共有し、ライフステージで途切れることなく一貫した支援を受けられることを目的としたファイルのこと。

<II ともに働き、ともに社会参加するために>

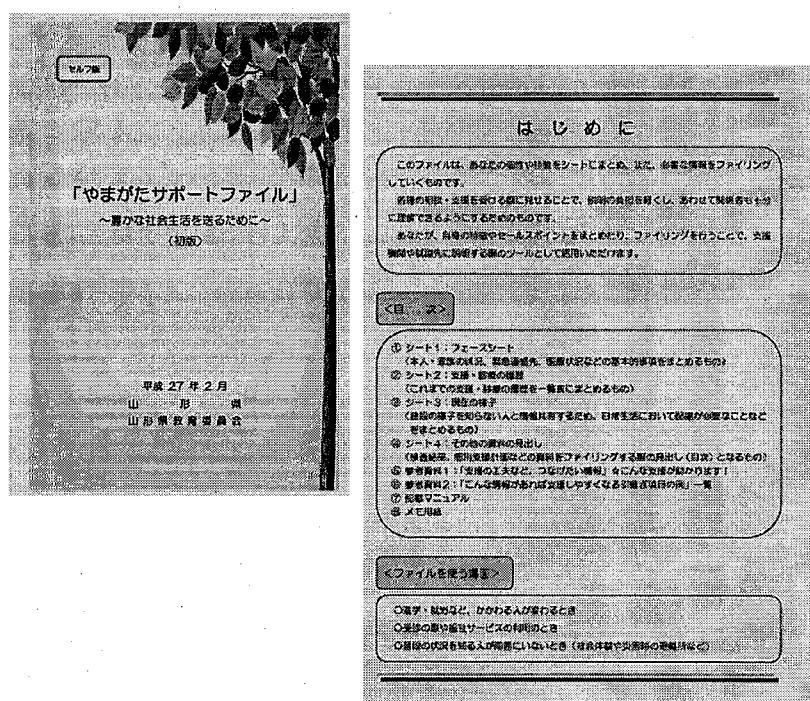
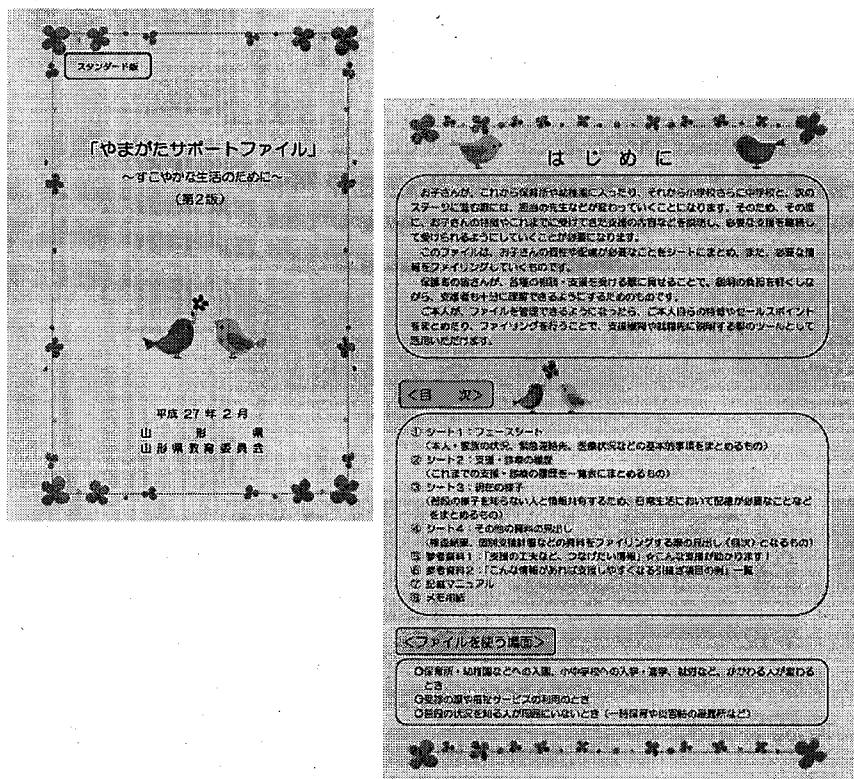
(3) 発達障害者等への支援の充実

重点施策 (アクション)	<p>⑪ サポートファイルの活用</p> <p>●乳幼児期から児童期、成人期と、それぞれのライフステージが移行する際に、本人に対して必要な配慮や支援内容が関係機関にスムーズに引き継がれるようサポートファイルの活用を進めます。</p>
	<p>⑫ 理解啓発活動とネットワーク構築</p> <p>●鶴岡市障害者地域自立支援協議会の「発達障害部会」で実施している「理解のための普及啓発活動」等、部会の事業を継続するとともに、幼児期から学童期、成年期のそれぞれのライフステージに関わる関係機関（保健、医療、福祉、教育、雇用等）の縦横ネットワークを構築するため協議を進めます。</p>
	<p>⑬ 専門的人材育成</p> <p>●県の発達障害者支援センターと連携し、ペアレントトレーニング<sup>(※)</sup>やペアレントメンター<sup>(※)</sup>の養成などに取り組むことができる専門的な人材育成を図り、地域の発達障害支援の一員として活動できる人材を確保します。</p>

※ペアレントトレーニング：保護者が、子どものより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。

※ペアレントメンター：自閉症などの発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者等で、同じように発達障害の診断を受けた子どもを持つ保護者等に対し、自身の子育ての経験から相談に応じたり、有益な情報を提供したりするボランティア支援者。

## <II ともに働き、ともに社会参加するために>



## 2. 就労

### 《現状と課題》

障害のある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図ることは、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の実現に寄与するものですが、作業所や施設等で行う作業は対価が低く、工賃と障害年金では十分な生活ができなかつたりするということが問題となっています。

障害者の雇用拡大を事業主に働きかけるとともに、市も障害者優先調達推進法に基づき、障害者施設等への発注を充実させていくことが求められています。

障害者法定雇用率制度の改正により、民間企業や行政機関等の法定雇用率が平成30年度から、民間企業は2.2%、国・地方公共団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%と引き上げられました。

また、対象となる民間企業等事業主の範囲が50人から45.5人と範囲が拡大となります。

さらに、法定雇用率の算定基礎に、精神障害者が加えられ、企業や団体、市役所などの雇用拡大が期待されています。

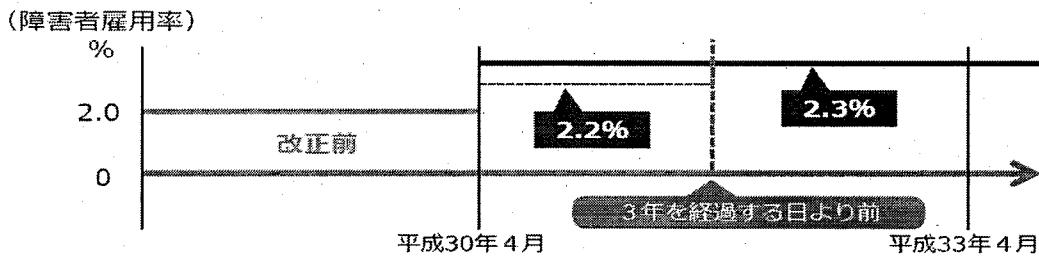
アンケート調査から、働くために充実して欲しい取組みとして、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「障害特性に配慮した職場環境の整備」、「就職後の定着支援」、「通勤手段の確保」といった選択肢的回答が多くありました。

現在雇用されている障害者、とくに知的障害、精神障害のある方の雇用が安定して継続できるよう支援するとともに、職場への定着を図るスキルアップのための研修や、職場経験者による助言や指導が求められています。

また、今後精神障害者や発達障害者への就労支援として、特性を活かした仕事の提供などが望まれています。

## 障害者雇用率の見直し

平成25年法改正により、精神障害者の雇用義務が課されることになったことに伴い、民間企業の障害者雇用率を、30年4月より2.2%、3年を経過するより前に2.3%に引き上げることとした。



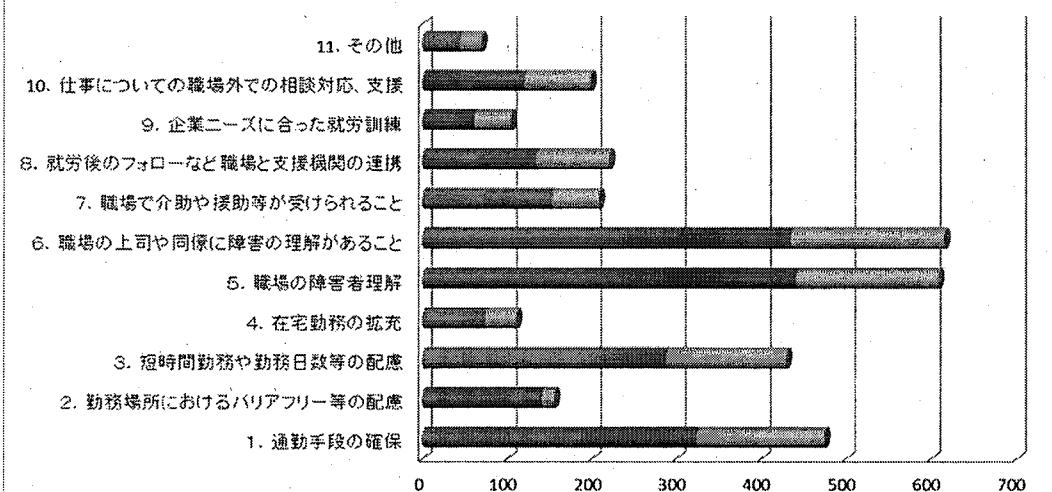
※ 国及び地方公共団体並びに特殊法人については、平成30年4月より2.5%、3年を経過する日より前に2.6%【改正前 2.3%】とする。

都道府県等の教育委員会については、平成30年4月より2.4%、3年を経過する日より前に2.5%【改正前 2.2%】とする。

※ 雇用率の見直しに伴い、障害者を1人以上雇用しなければならない民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上(雇用率2.3%時は43.5人以上)に変更

出典：厚生労働省 労働政策審議会障害者雇用分科会  
「障害者雇用の促進について」 関係資料より引用

### アンケート 問「働くために重要と思われることに○をしてください。再就職の場合も含みます。」(当てはまるもの全てに○)



	1. 通勤手段の確保	2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮	4. 在宅勤務の拡充	5. 職場の障害者理解	6. 職場の上司や同僚に障害の理解があること	7. 職場で介助や援助等が受けられること	8. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	9. 企業ニーズに合った就労訓練	10. 仕事についての職場外での相談対応、支援	11. その他
■身体	187	119	211	59	284	303	72	67	41	62	40
■知的	138	23	78	16	158	133	82	68	21	59	5
■精神	150	14	141	36	167	180	55	86	43	78	25

全体で、職場の上司や同僚、職場全体の障害の理解、障害者理解が最も多い。次いで「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が多くなっている。

## 《主要課題・方向》

### (1) 一般就労の促進

重点施策 (アクション)	<b>⑭ 就労の機会拡大</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●特例子会社<sup>(※)</sup>・障害者雇用を行う企業、就労継続支援A型事業<sup>(※)</sup>所、及び就労移行支援事業<sup>(※)</sup>所を誘致することにより、就労の機会をより多く提供し、就労に結びつける場を増やし、就労機会の拡大を図ります。</li><li>●労働、福祉、教育等の関係機関が連携し、生徒の就労先や現場実習先の拡大及び支援に取り組みます。</li></ul>
	<b>⑮ 職業紹介</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●公共職業安定所（ハローワーク）や高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する支援事業への協力・連携を図ります。</li><li>●若者就職相談や内職相談を実施するとともに、地域若者サポートステーションや障害者就業・生活支援センター<sup>(※)</sup>と連携を図り、障害のある人の就労をサポートします。</li></ul>
	<b>⑯ 市の職場環境づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●市においては、「障害者雇用促進法」に基づく法定雇用率を上回る雇用はもとより、障害のある人がその能力を発揮し円滑に職務が遂行できるような業務の創出や職務環境の整備を進め、障害者の雇用の安定や社会参加の促進に資するような就業機会の拡大を図ります。</li><li>●職員に対し、障害や障害のある人に関する理解を深めるための研修を実施します。</li><li>●職員の募集、採用に当たり、合理的配慮指針に基づく必要な措置を講じます。</li></ul>

\*特例子会社：障害者雇用率制度において、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としている。

\*就労継続支援A型事業：通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業のこと。雇用契約を結ぶ利用する「A型」の他に、類似の事業として、雇用契約を結ばないで利用する「B型」がある。

\*就労移行支援事業：企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人に対して、事業所内での作業訓練や、企業での職場実習、就職後の職場定着支援などを行う事業。

\*障害者就業・生活支援センター：障害のある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施している。県内には4か所設置。庄内には酒田市に「庄内障害者就業・生活支援センター サポートセンターができる」がある。

(2) 就労支援を通じた意欲及び能力の向上

重点施策 (アクション)	<p><b>⑯ 農福連携の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害のある人の農業による就労が加速するように、農政と福祉施策の情報共有と課題整理を行い、障害のある人が農業を通じて社会参加できるよう支援します。</li> <li>● 障害のある人が農業の生産現場等に参加できるような働き方などを調整、マッチングを図り、農業者と障害福祉サービス提供事業所が情報共有する機会を提供します。</li> <li>● 農福連携をコーディネートできる仕組みづくりについて、府内関係課等で検討を進めます。</li> <li>● 農業者と障害のある人、双方の相互理解を進めるため、各種相談に応じるなど支援を行います。</li> </ul>
	<p><b>⑰ 障害者優先調達推進法に基づく調達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者優先調達推進法に基づいて市の調達方針を策定・公表します。</li> <li>● 市が定める調達方針では、発注する物品や役務について、障害者施設等への発注額の目標を定めて推進します。</li> <li>● 障害者施設等が提供する物品や役務の優先購入（調達）を推進します。</li> </ul>
	<p><b>⑱ 障害のある人への就労定着支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ジョブコーチ<sup>(※)</sup>や障害者就業・生活支援センターによる支援のほかに、訓練等給付サービスの「就労定着支援」を行う事業所を積極的に誘致し、障害のある人が職場に定着できるよう支援します。</li> <li>● 民間事業所に対して、障害者雇用の普及啓発を行います。</li> </ul>

\*ジョブコーチ：障害のある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者。

### 3. 社会参加

#### 《現状と課題》

平成29年度に行ったアンケート調査によると、日中の過ごし方については、一番多い回答は「家にいる」(41%)で、次いで多いのが「会社などで働いている」(21%)でした。

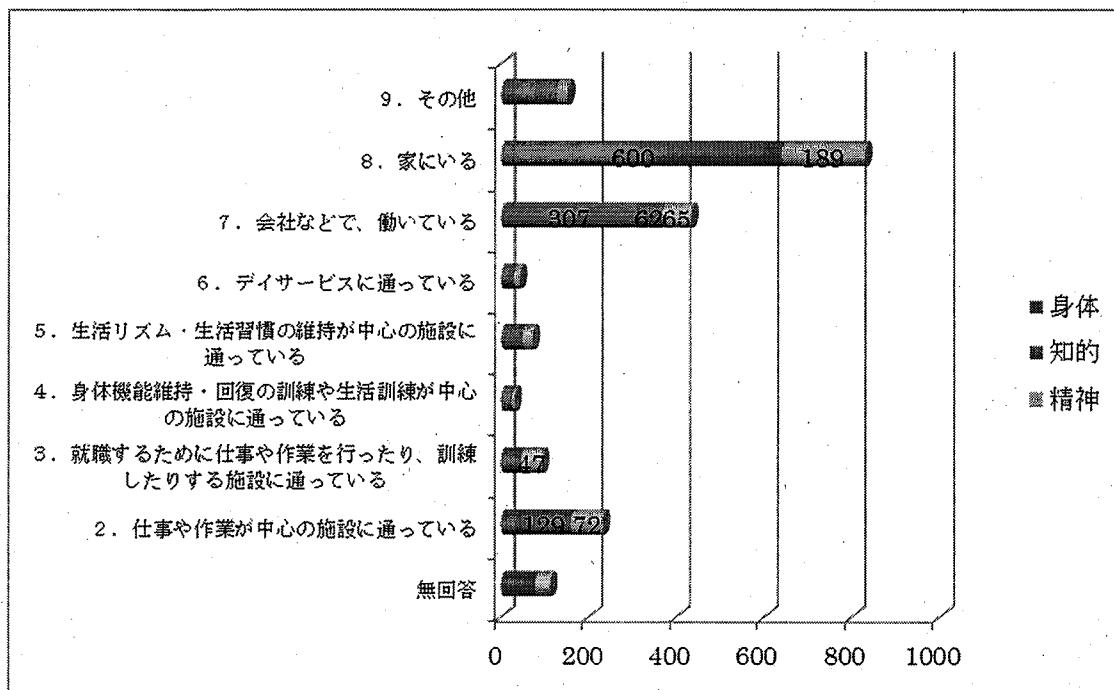
障害のある人が地域の活動に参加し交流することは、障害のある人の自己実現と障害に対する理解の促進にも大きな意味があることから、今後、参加機会の拡充に向け、より一層の施策の推進を図る必要があります。

また、気軽に集まることができる場があるので当事者同士の交流、他の障害のある人との交流ができ、また様々な団体に参加することによりその活動を通して社会参加の機会が増え、障害のある人の生活の場が広がることとなります。

当事者団体等では近年入会者が減少しており、活動が停滞気味であるため、引き続き周知を行うなど活性化を図る必要があります。

そのため、気軽に研修会や情報交換会・懇談会等が行えるよう、福祉団体登録の促進や、共催・後援を進めていきます。

アンケート 問「平日の日中、主にどのように過ごしていますか。」  
(どれか一つに○)



全体としては家で過ごしている人が多く、知的障害のある人では、仕事や作業が中心の施設に通っている人が最も多い。

## 《主要課題・方向》

### (1) 仲間づくり、団体活動への支援

重点施策 (アクション)	<p>⑯ 当事者団体活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●当事者団体の周知を積極的に進め、新たな参加を促し活性化を図ります。</li><li>●当事者団体の自主的な活動に際して助言を行うほか、基金助成などを活用した支援を行います。</li></ul>
-----------------	--

### (2) 地域活動、スポーツ、文化活動、レクリエーションの推進

重点施策 (アクション)	<p>⑰ 余暇活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害のある人が参加できるスポーツ・レクリエーションの普及を行います。</li><li>●スポーツ・レクリエーション活動、教室についての情報を収集し、障害のある人へ提供していきます。</li></ul> <p>⑱ 障害のある人も参加しやすい地域づくり支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●住民自治組織が行う事業が、障害のある人も参加しやすい事業となるよう、企画・実践について、助言やサポートを行います。</li></ul> <p>⑲ 文化芸術活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう環境の整備を行い、文化芸術活動を支援します。</li></ul> <p>⑳ 障害者スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害者スポーツ指導者の育成と確保を推進します。</li><li>●「全国障害者スポーツ大会」等で優秀な成績を収めた者への功績を讃えます。</li><li>●2020年に行われる東京パラリンピック事前合宿を誘致し、障害者スポーツへの興味・関心を高めます。</li><li>●障害のある人が安心して各スポーツ施設等を利用できるよう調整・整備を行います。</li></ul>
-----------------	--

(3) 地域交流の推進

重点施策 (アクション)	<b>㉙ 情報提供・情報発信</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各地域で行われるイベントに障害のある人が参加しやすくなるように、イベントの情報を収集し、情報提供の体制を強化します。</li><li>● 障害のある人が地域のイベントに参加しやすい環境となるよう、市は、イベントの主催者に対し、合理的配慮についての情報提供を行っていきます。</li><li>● 障害のある人が主催する行事に地域住民が参加できるよう、地域住民に情報を提供し促進します。</li></ul>



障害者相談支援センター サロン活動「口腔ケアを学ぶ」



東京パラリンピック ボッチャ競技 ドイツチームとの交流



### III 障害のある人にやさしい 地域社会を実現するために

1. 広報・啓発

2. 情報・コミュニケーション

3. 生活環境

20

アクション

## 1. 広報・啓発

### 《現状と課題》

アンケート調査結果によると、理解、差別、偏見に関する意見や選択肢の回答が多く寄せられており、障害や障害者への理解促進を重点的に取り組む必要があります。

障害福祉施策においては、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと豊かに暮らせる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、市民の障害に対する理解促進を図ってきましたが、未だ不十分な現状にあるため、地域、職場、学校等での「障害」への理解促進が必要です。

段差や階段等の環境や制度によって、社会参加が阻まれることがないよう「物理的なバリアフリー」を推進することはもとより、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害などコミュニケーションに配慮が必要な方への「情報のバリアフリー」も大切です。

また、物理的なバリアだけでなく、外での人の視線や様々な場面で感じる差別や偏見、疎外感などを解消することが求められており、障害者の尊厳の保持を図るため、障害者権利条約で謳う「必要かつ合理的な配慮」についての議論を深めながら、障害のある人を特別視する『意識の障壁』を取り除き、障害のある人もない人も支えあいながら、ともに生きる地域社会の実現を目指す「こころのバリアフリー」が大切です。

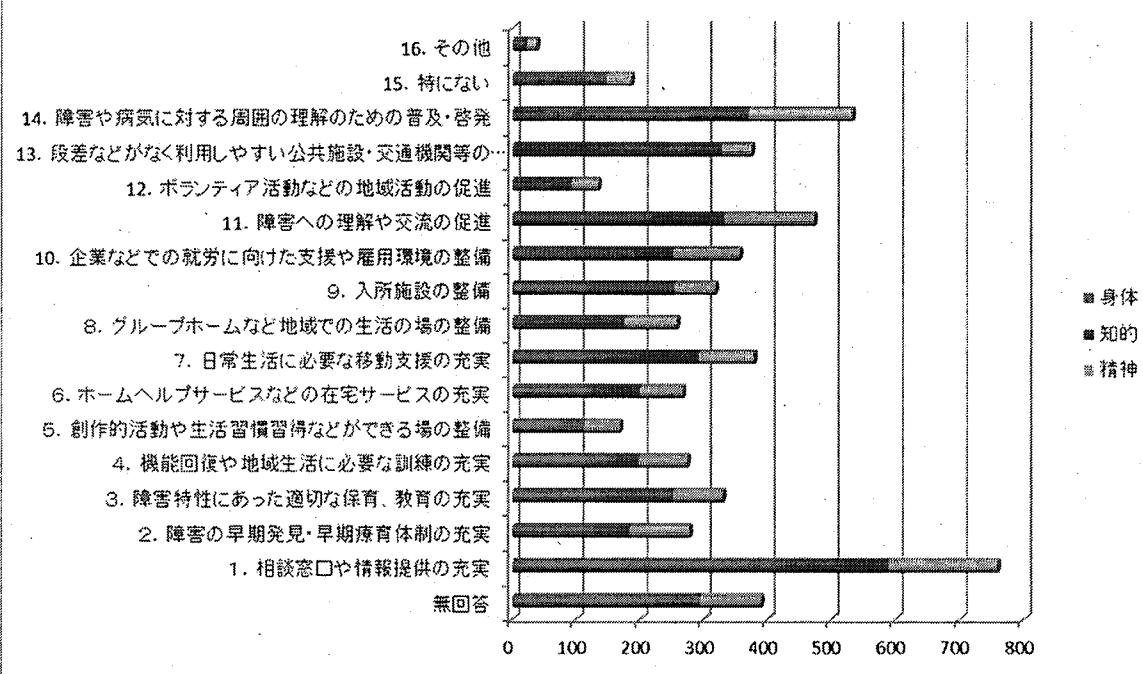
市民の障害や障害者に対する理解・認識を深めるとともに、人権尊重の意識を醸成するため、障害の個別性などにも留意しながら、障害に対する正しい理解、幅広い関心が得られるように事業展開を図ります。

福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育の充実を図り、子どもたちが障害に関する正しい知識を持ち、障害への理解を深めていくように、学校等と連携した取組みを推進します。

各種広報紙など多様な媒体を活用し、障害のある人の人権尊重や障害への理解などをテーマとする広報・啓発を進めます。

### <III 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために>

#### アンケート 問「障害者が地域で自立して生活を送るために、重要と思う取組みは何ですか。」(当てはまるもの全てに○)



「相談窓口や情報提供の充実」が最も多く、次いで「障害への理解や交流の促進」、「障害や病気に対する周囲の理解のための普及・啓発」、「日常生活に必要な移動支援の充実」が多い。



## 《主要課題・方向》

### (1) 啓発活動、福祉教育の推進

重点施策 (アクション)	<p>① 広報及び啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●障害者週間等における障害理解のための啓発イベントや講座等、多くの市民が楽しんでイベントに参加するなかで、障害についての理解を深めができるような取組みを検討し推進します。</li><li>●各種広報紙など多様な媒体を活用し、広報します。</li></ul>
	<p>② 障害理解に関する研修等の機会提供</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●地域自治会、民生委員児童委員、企業や行政機関などに対し、地域やそれぞれの団体等の実情やニーズに応じて、講師の派遣や講演内容の充実を図り、適切な学習の機会を提供します。</li></ul>

### (2) ボランティア活動の推進

重点施策 (アクション)	<p>③ 活動の場の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●ボランティアセンターで発行している広報に活動内容やボランティア募集を掲載し、学校や施設・関係機関等へ配布することで活動の場の拡大を図ります。</li></ul>
	<p>④ 活動促進とネットワーク構築の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●地域課題や新たな福祉的な問題に対して、内容によっては住民主体による支え合いやボランティア活動に役割を求める動きもあり、活動の促進やネットワークの構築等の支援を行います。</li></ul>

<III 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために>



市役所ロビーにて就労系事業所合同バザー

## 2. 情報・コミュニケーション

### 《現状と課題》

アンケート調査結果では、障害福祉サービスの利用で、「どんなサービスがあるか、どんな事業所があるかわからない」といった回答や、「どんな事業所がいいかわからない」といった回答が多く寄せられました。

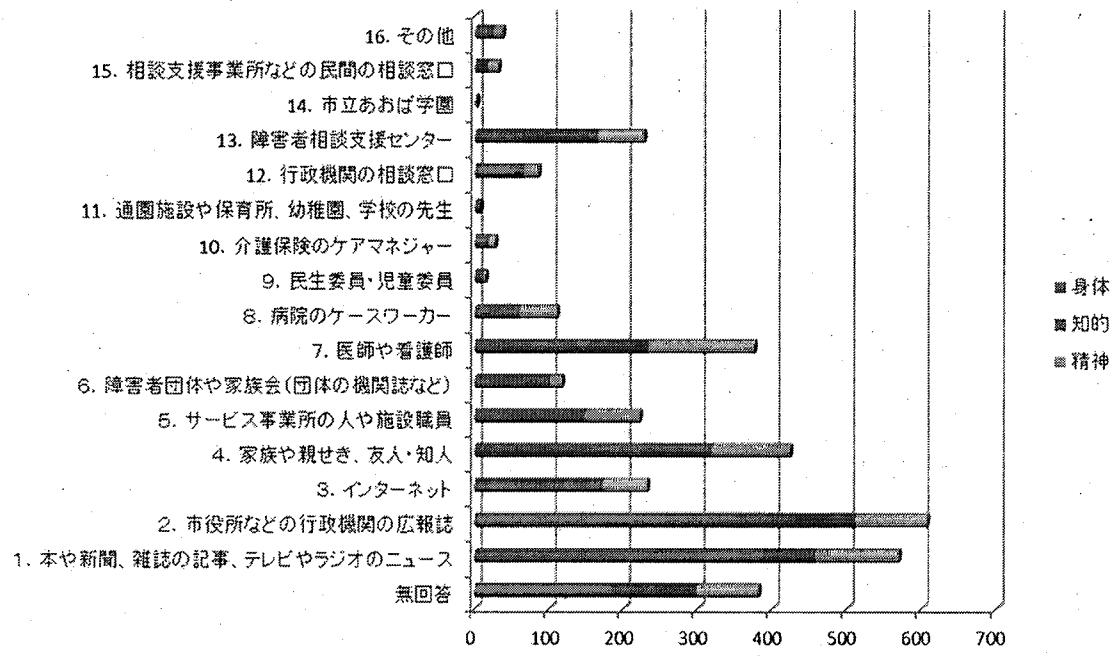
また、障害福祉のしおりを毎年のように配布してほしい、あるいは、更新手続きについて事前に知らせてほしい等の意見も寄せられています。

情報を知る方法としては、「市役所の広報誌」、「本や雑誌、テレビなどのマスコミやニュース」という回答が最も多く、次いで、「家族や親せき、友人・知人から」、「医師や看護師等の病院関係者からの情報」となっており、行政が設置している相談窓口や相談支援事業所等は少ないのが現状です。

障害福祉サービス等の制度は、社会の情勢や障害のある人の置かれている現状等によって、給付手法や制度の変更等があるため、常に最新情報を更新していく必要があります、障害のある人や保護者、関係者や各関係機関といった方々に正確な情報を伝達する必要があります。

### <III 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために>

アンケート 問「あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。」(当てはまるもの全てに○)



本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュースから情報を得ることが多く、次いで行政機関の広報誌、医師や看護師、相談支援センターからの情報が多くなっている。

<III 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために>

## 《主要課題・方向》

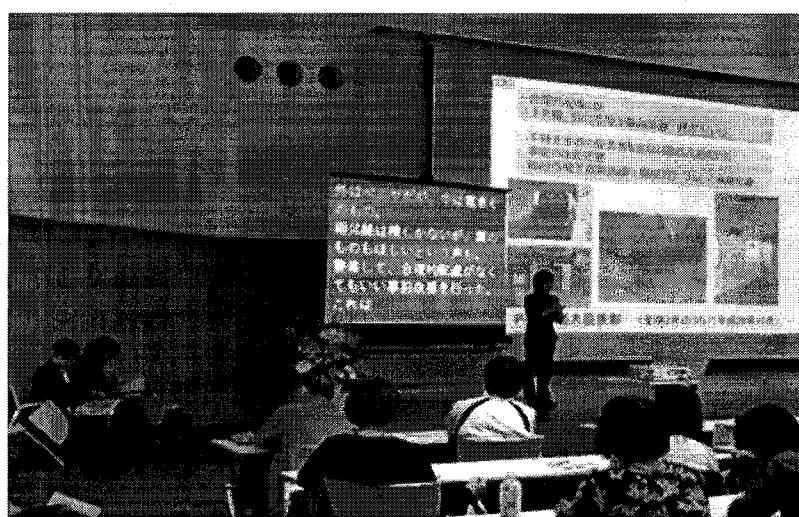
### (1) 情報システム・コミュニケーションのバリアフリー化

重点施策 (アクション)	⑤ 情報アクセシビリティの向上 ●障害の特性に配慮した情報提供に努め、障害のある人を含む全ての人の利用しやすさに配慮し、広報誌やホームページのアクセシビリティ <sup>(※)</sup> の向上を図ります。
	⑥ 意思疎通支援の充実 ●地域生活支援事業の「意思疎通支援事業 <sup>(※)</sup> 」について周知と活用を進めるとともに、意思疎通支援者の育成を図り、市内の手話や要約筆記のボランティアグループの支援を行います。

※アクセシビリティ：年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることを言う。

※意思疎通支援事業：聴覚・音声及び言語機能障害のある方が受診する際などに、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣しコミュニケーションの支援を行う。

<III 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために>



手話・(パソコン)要約筆記、磁気ループによる情報保障が行われた。

### 3. 生活環境

#### 《現状と課題》

障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

また、交通運賃の割引や、外出に際して障害のある人を直接支援する外出・移動支援施策は、障害のある人が活動範囲を広げ、社会参加や潤いのある生活を実現するために必要不可欠なものです。

本市では、地域生活支援事業の「移動支援事業<sup>(\*)</sup>」をはじめとして、福祉タクシー券、福祉給油券、自動車免許取得費、自動車改造費など、各種移動支援施策を行っています。

しかしながら、このようなサービスに関する情報が届いていなかったり、対象者が限定されることなどから、必ずしも充分な社会参加が確保されていない状況も見られます。

障害のある人の社会参加を促すため、各種移動支援施策の周知及び充実に、より一層力を入れる必要があります。

また、障害のある人は、犯罪に巻き込まれる危険や、火災や地震などの災害から身を守ることが困難な場合があります。

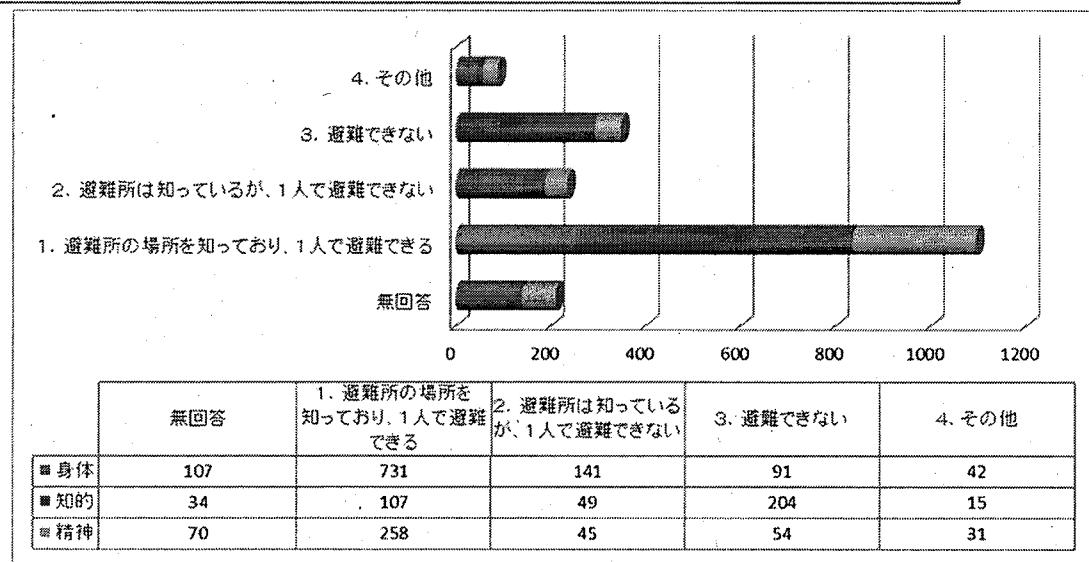
アンケートによると、身体障害のある人で10%、知的障害のある人では約半数が、災害時に「避難できるかわからない」「避難できない」と回答しました。

障害のある人が地域で安心して生活できるように、地域の実態に即した避難行動要支援者のための防災計画・避難計画を策定し、地域住民や団体、ボランティア等との連携の下に災害時の対策を図る必要があります。

※移動支援事業：屋外での移動が困難な視覚障害・身体障害者が、円滑に外出することができるよう、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などへの参加のための外出（通勤、通学、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期に渡る外出及び社会通念上適当でない外出を除く）に際して、訪問介護員等が介助を行うなど、移動支援を行う事業。

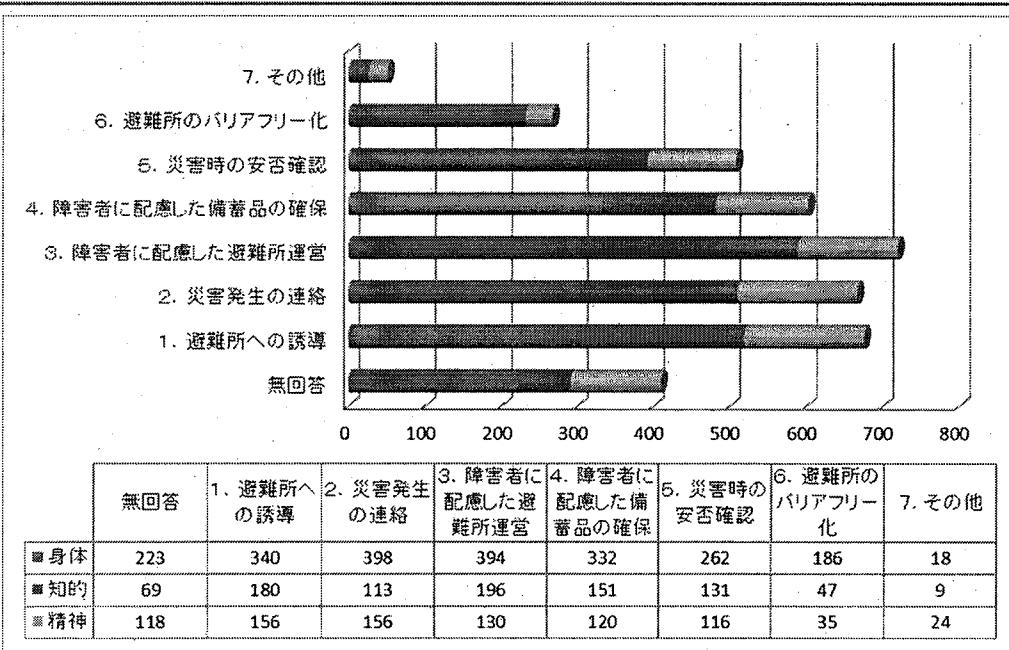
<III 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために>

アンケート 問「あて名のご本人は、1人で避難所に避難できますか。」  
(どれか一つに○)



身体障害のある人では約 10%が、また、知的障害のある人の約半数が「一人で避難できない」と答えている。

アンケート 問「災害時の支援体制については、どのようなものを希望しますか。」  
(当てはまるもの全てに○)



「障害者に配慮した避難所運営」、「災害発生の連絡」、「避難所への誘導」の希望が多い。

## 《主要課題・方向》

### (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進

重点施策 (アクション)	<p>⑦ 公園のバリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●都市公園整備にあたっては、今後も、バリアフリー法等に基づき、園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用しやすいトイレの設置を行います。</li></ul>
	<p>⑧ 出かけやすい歩道の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●冬期間でも誰もが安全・快適に歩くことのできる無散水消雪歩道や、歩行者と自転車を分離する専用通路の整備、段差のない歩道の整備、無電柱化など、安心・安全に配慮した出かけやすいまちづくりの整備を進めます。</li></ul>
	<p>⑨ 建築物のバリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●「鶴岡市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」の一層の啓発に努めるとともに、要綱に沿った既存建築物のバリアフリー化を促進します。</li></ul>
	<p>⑩ 市施設でのユニバーサルデザイン<sup>(※)</sup></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●市の施設において、障害のある人の利用に配慮した設備や製品の利用促進、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの施設整備を推進します。</li></ul>

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力のいかんを問わずに利用することができるよう目指した施設・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

## (2) 移動支援の充実

重点施策 (アクション)	<p><b>⑪ 交通環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「鶴岡市地域公共交通網形成計画」に基づき、移動者ニーズにあつた交通サービスを検討し、気軽に外出できる交通環境の構築を図ります。</li> <li>●誰もが「分かりやすく・利用しやすい」交通環境づくりを目指します。(低床車両の導入支援等)</li> </ul>
	<p><b>⑫ 移動支援の拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活支援事業の移動支援事業の周知及び充実を図るとともに、新たな事業者の参入や、既存事業者の規模拡大を図ります。</li> </ul>
	<p><b>⑬ 各種移動支援施策の周知と充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●移動支援事業をはじめとする福祉サービスや、各種交通機関の割引・助成制度の周知を図ります。</li> <li>●福祉有償運送については周知を推進するとともに、新たな事業者の参入や、既存事業者の規模拡大を図ります。</li> </ul>

## (3) 安全・安心策の確保

重点施策 (アクション)	<p><b>⑭ 災害時の情報保障</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害特性に応じた災害情報の提供や救急通報のしくみを構築します。</li> <li>●スマートフォン等、携帯端末を利用した新たな通報システムを導入します。</li> </ul>
	<p><b>⑮ 障害特性に配慮した防災計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時において障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災に向けた取組みを推進します。</li> </ul>
	<p><b>⑯ 避難行動要支援者計画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「鶴岡市避難行動要支援者計画」に基づき、要支援者の避難支援が適切に行われるよう、運用の仕組みを検討し、支援体制の整備を図ります。</li> </ul>
	<p><b>⑰ 住民組織との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民自治組織が、社会福祉協議会をはじめとする関係団体や民生児童委員等と連携し、地域で暮らす障害のある人の見守り活動や支え合い活動の取組みが図られるように支援します。</li> </ul>
	<p><b>⑱ 消費者トラブルの防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者被害防止のため、相談窓口の充実を図るとともに、消費者教育や広報活動を推進します。</li> </ul>

<III 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために>

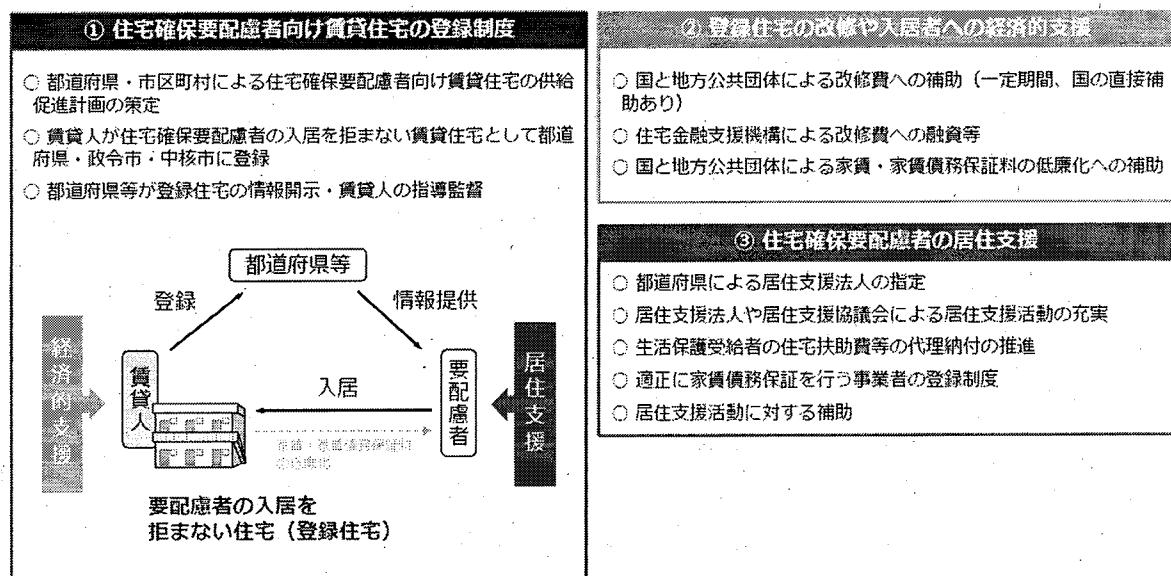
(4) 住宅環境の整備・確保

重点施策 (アクション)	<b>⑯ 民間賃貸住宅への居住支援</b> ●住宅セーフティネット制度 <sup>(*)</sup> を活用し、障害のある人が入居可能な住宅の整備・確保を図ります。
	<b>⑰ グループホームへの居住支援</b> ●地域のグループホーム等での生活体験等を通じ、自立した生活ができるよう、今後もグループホームの新規事業所の開設や、必要によっては公営住宅をグループホームとして活用する等の検討を行います。

\*住宅セーフティネット制度：民間賃貸住宅や空き家を活用し、高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度のこと。

**住宅セーフティネット制度**

- 新たな住宅セーフティネット制度は、主に、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的支援、③住宅確保要配慮者の居住支援、から成り立っています。



出典：国土交通省 新たな住宅セーフティネット制度 資料より引用

## 第3章 計画の推進にあたって

### 1 障害者施策推進協議会

本市では、障害者のための各般の施策について、広く市民、障害のある人、関係者からの意見を参考にするため、障害者基本法に基づく「障害者施策推進協議会」を設置しています。この計画の着実な推進を図るため、障害者施策推進協議会による全体調整、計画の進行管理を行います。

### 2 障害福祉計画

この計画のうち、障害福祉サービス、相談支援及び就労支援については、3年ごとに見直すこととしている障害福祉計画に反映させます。



障害者施策推進協議会の様子

鶴岡市障害者施策推進協議会委員名簿（平成30・31年度）

	職名等	氏名	備考
1号 学識経験者	東北公益文科大学 教授	澤邊 みさ子	
	社会福祉法人 恵泉会 元理事長	櫻井 好和	会長
	鶴岡地区医師会 副会長	小野 俊孝	
	鶴岡市社会福祉協議会 事務局長	佐藤 豊継	
	民生児童委員	板垣 壮典	
	知的障害者相談員	神保 康子	
	NPO法人AINシュタインの会 元理事長	宅井 きく	
	山形県社会福祉士会	庄司 敏明	
2号 関係行政 機関	県立こころの医療センター 院長	神田 秀人	
	県立こども医療療育センター庄内支所 次長	田宮 淳	
	県立鶴岡養護学校 校長	畠山 淳一	
	県立鶴岡高等養護学校 校長	高橋 真琴	
	鶴岡公共職業安定所 統括職業指導官	佐藤 順	
	庄内総合支庁地域保健福祉課 課長	齋藤 邦仁	
	庄内児童相談所 所長	佐藤 雅之	
	鶴岡市教育委員会 学校教育課 課長	尾形 圭一郎	
3号 当事者団体	鶴岡市身体障害者福祉団体連合会 会長	佐藤 満子	
	鶴岡手をつなぐ親の会 会長	橋本 廣美	会長代理
	身体障害者相談員	阿毛 稔	
	障害福祉サービス事業所利用者	若松 寿夫	
4号 関係事業者	社会福祉法人 恵泉会 理事長	後藤 重好	
	鶴岡地区障がい者通所施設協議会	石川 一郎	
	障害者支援施設 鶴峰園 園長	遠田 美枝	

鶴岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会名簿

職 名		氏 名	備考
副市長		山口 朗	委員長
総務部長		高橋 健彦	
企画部長		高坂 信司	
市民部長		白幡 俊	
健康福祉部長		齋藤 功	副委員長
農林水産部長		高橋 和博	
商工観光部長		阿部 真一	
建設部長(併)上下水道部参事		増田 亨	
藤島庁舎支所長		武田 壮一	
羽黒庁舎支所長		國井 儀昭	
櫛引庁舎支所長		佐藤 浩	
朝日庁舎支所長		工藤 幸雄	
温海庁舎支所長		渡会 悟	
消防長		長谷川 幸吉	
教育部長		石塚 健	
荘内病院事務部長		土屋 清光	
総務部	財政課長	佐藤 豊	
企画部	企画部次長(兼)政策企画課長	佐藤 光治	
市民部	コミュニティ推進課長	渡邊 健	
	防災安全課長	秋葉 敏郎	
健康福祉部	健康課長	五十嵐 英晃	
	健康課保健主幹	小林 まゆみ	
	長寿介護課長	佐藤 正直	
	子育て推進課長	佐藤 嘉男	
	子育て推進課主幹(兼)子ども家庭支援センター所長	熊坂 めぐみ	
	国保年金課長	伊藤 周一	
農林水産部	農林水産部参事(兼)農政課長	斎藤 智博	
商工観光部	商工課長	森屋 健一	
建設部	都市計画課長	岡部 信宏	
	建築課長	村上 良一	
教育委員会	学校教育課長	尾形 圭一郎	
	スポーツ課長	齋藤 匠	

鶴岡市障害者保健福祉計画策定事務局名簿

職名		氏名
健康福祉部	福祉課長	齋藤 秀雄
藤島庁舎	市民福祉課長(兼)会計課藤島分室長	伊原 千佳子
羽黒庁舎	市民福祉課長(兼)会計課羽黒分室長	岡部 富美
櫛引庁舎	市民福祉課長(兼)会計課櫛引分室長	佐藤 美鈴
朝日庁舎	市民福祉課長(兼)会計課朝日分室長	天然 せつ
温海庁舎	市民福祉課長(兼)会計課温海分室長	佐藤 美香
藤島庁舎	市民福祉課健康福祉主査	鈴木 真由美
羽黒庁舎	市民福祉課健康福祉専門員	鶴巻 重子
櫛引庁舎	市民福祉課主事	松田 優
朝日庁舎	市民福祉課主任	佐藤 明日香
温海庁舎	市民福祉課健康福祉専門員	工藤 礼子
健康福祉部	福祉課課長補佐(兼)生活福祉主査	斎藤 啓
	福祉課障害福祉主査	堀 由美
	福祉課障害福祉係係長	叶野 裕之
	福祉課障害福祉係専門員	佐藤 正好
	福祉課障害福祉係専門員	菅原 史恵
	福祉課障害福祉係専門員	富樫 由美子
	福祉課障害福祉係主事	田村 吉美
	福祉課障害福祉係主事	宮野 楓子

関係課一覧

総務課	農政課
契約管財課	商工課
職員課	観光物産課
地域振興課	都市計画課
市民課	土木課
コミュニケーション推進課	建築課
防災安全課	選管事務局
健康課	消防本部
長寿介護課	荘内病院総務課
国保年金課	学校教育課
子育て推進課	社会教育課
子ども家庭支援センター	スポーツ課

計画策定経過

	内 容	摘 要
平成30年 6月21日	第1回障害者施策推進協議会	障害者保健福祉計画の概要 策定スケジュール
7月10日	関係課担当者会議	
7月～8月	関係課より課題や施策を集約	『新障害者保健福祉計画』 の成果と課題 『第2次障害者保健福祉計画』 の施策の方向性
10月10日	第1回障害者計画及び障害福祉計画 策定委員会	
10月22日	第2回障害者施策推進協議会	
11月7日	当事者団体等ヒアリング	鶴岡手をつなぐ親の会
11月	当事者団体等ヒアリング (自由記載アンケート方式)	障害者地域自立支援協議会 相談支援部会
11月19日	当事者団体等ヒアリング	障害者地域自立支援協議会 発達支援部会
11月21日	当事者団体等ヒアリング	障害者地域自立支援協議会 こども支援部会
11月22日	当事者団体等ヒアリング	鶴岡市身体障害者福祉団体連合会
11月26日	当事者団体等ヒアリング	庄内視覚障害者協会(代表のみ)
12月13日	当事者団体等ヒアリング	障害者地域自立支援協議会 しごと支援部会
12月25日	第3回障害者施策推進協議会	
平成31年 1月18日	第2回障害者計画及び障害福祉計画 策定委員会	
1月24日	当事者団体等ヒアリング	おやこ草の会(代表のみ)
2月	パブリックコメント	
3月18日	第4回障害者施策推進協議会	





## **第2次鶴岡市障害者保健福祉計画**

平成31年3月

編集 鶴岡市健康福祉部福祉課  
発行 鶴岡市  
〒997-8601  
山形県鶴岡市馬場町9-25  
TEL 0235-25-2111(代)  
FAX 0235-25-9500

印刷